

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

現行の使用料および手数料の大部分については、前回の改正（令和元年10月施行）以来、5年が経過しようとするところであり、特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき負担の公平を図る観点から、原価計算により所要経費を把握し、これに対する負担のあり方を検討した結果、使用料および手数料の額を改定するとともに、美術館および琵琶湖博物館の観覧料を無料とする対象者を拡大するため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

また、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）および旅券法施行令（平成元年政令第122号）の一部改正ならびに漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づく琵琶湖海区漁業調整委員会の指示による承認に係る標旗の交付の手数料等を新たに徴収することに伴うものについて、併せて改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、同法第5条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料の額を改定するとともに、必要な規定の整理を行うこととします。（第1条による改正後の第2条関係）
- (2) 美術館および琵琶湖博物館について、障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」という。）、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者および県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧する乳児または幼児（以下「乳児等」という。）の引率者が常設展示を観覧する場合に観覧料を無料とするとともに、介護者ならびに乳児等およびその引率者が企画展示を観覧する場合に観覧料を無料とすることとします。（第1条による改正後の別表第28および別表第28の2関係）
- (3) 建築基準法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第1条による改正後の別表第43関係）
- (4) 旅券法に基づく事務手数料のうち、一般旅券の発給に係る手数料の額を改定することとします。（第1条による改正後の別表第49関係）
- (5) 教員認定講習会受講料ほか100件の使用料および手数料の額を改定することとします。（第2条による改正後の第2条、別表第2から別表第6まで、別表第11、別表第28から別表第30まで、別表第32、別表第34から別表第35まで、別表第39、別表第40、別表第42から別表第45まで、別表第48、別表第50から別表第53まで、別表第55の2、別表第56、別表第58、別表第63、別表第63の2、別表第67から別表第69までおよび別表第71関係）

- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務手数料を新たに設定することとします。
(第2条による改正後の第2条および別表第54関係)
- (7) 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料のうち、結核病検査ほか4件の手数料を廃止することとします。(第2条による改正後の別表第45関係)
- (8) 漁業法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖海区漁業調整委員会の指示による承認に係る標旗の交付の手数料等を新たに設定することとします。(第3条による改正後の別表第40関係)
- (9) その他
 - ア この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、次の(ア)から(オ)までに掲げる規定は、当該(ア)から(オ)までに定める日から施行することとします。
 - (ア) (2)の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
 - (イ) (4)の規定およびイ 令和7年3月24日
 - (ウ) (8)の規定 令和7年10月1日
 - (エ) (1)の規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
 - (オ) (3)の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日
- イ この条例の施行に關し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
- エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務手数料 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この号において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>8,200円</u> 法第6条第3項の規定に基づく<u>大麻草採取栽培者名簿</u>の登録事項の変更の手数料 1件につき 3,000円 法第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付の手数料 1件につき 3,200円</p> <p>(8)～(91) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第27 省略</p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務手数料 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この号において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>22,200円</u> 法第6条第3項の規定に基づく<u>第一種大麻草採取栽培者名簿</u>の登録事項の変更の手数料 1件につき 3,000円 法第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付の手数料 1件につき 3,200円</p> <p>(8)～(91) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第27 省略</p>

別表第28

美術館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

(1) 常設展示

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき 320
	その他の者	同 540
	団体（20人以上）	同 260
団体（20人以上）	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 430
	その他の者	同 430

(2) 省略

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

別表第28

美術館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

(1) 常設展示

区分		金額
個人	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 320
	その他の者	同 540
団体（20人以上）	大学の学生またはこれに準ずる者	同 260
	その他の者	同 430

(2) 省略

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」という。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および18歳未満の者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。

5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

2～4 省略

別表第28の2

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

無料とする。

(削除)

2 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出があつた施設（以下「保育所等」という。）の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

3 障害者および介護者が企画展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

4 県内の幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

2～4 省略

別表第28の2

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

(1) 常設展示

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき 450
	その他の者	同 800
団体 (20人以上)	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 360
	その他の者	同 640

(2) 省略

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等

(1) 常設展示

区分		金額
個人	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 450
	その他の者	同 800
団体 (20人以上)	大学の学生またはこれに準ずる者	同 360
	その他の者	同 640

(2) 省略

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、介護者、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および18歳未満の者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

(削除)

2 県内の幼稚園等の児童もしくは生徒もしくはこれらに準

教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。

5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

2 年間観覧料

区分		金額
常設展および企画展	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	円 1人1年につき 900
	その他の者	同 1,600

3・4 省略

別表第29～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分		金額
(1) 省略		

する者または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

3 障害者および介護者が企画展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

4 県内の幼稚園等の児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

2 年間観覧料

区分		金額
常設展および企画展	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1年につき 900
	その他の者	同 1,600

3・4 省略

別表第29～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分		金額
(1) 省略		

(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法 <u>第18条第16項</u> の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア・イ 省略		(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法 <u>第18条第20項</u> の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア・イ 省略	
(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法 <u>第18条第16項</u> の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア・イ 省略		(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法 <u>第18条第20項</u> の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア・イ 省略	
(4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法 <u>第18条第19項</u> の規定に基づく通知に対する審査の手数料 ア～コ 省略		(4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法 <u>第18条第28項</u> の規定に基づく通知に対する審査の手数料 ア～コ 省略	
(5) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または <u>第18条第24項第1号</u> もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	120,000円	(5) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または <u>第18条第38項第1号</u> もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	120,000円
(5)の2～(41) 省略		(5)の2～(41) 省略	
(42) (43)の項に規定する昇降機以外の建築設	1の建築設備につき 3	(42) (43)の項に規定する昇降機以外の建築設	1の建築設備につき 3

備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法 <u>第18条第16項</u> の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	0,000円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）	備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法 <u>第18条第20項</u> の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	0,000円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）
(43) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の4において準用する法 <u>第7条第1項</u> の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法 <u>第18条第16項</u> の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の昇降機につき 29,000円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）	(43) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の4において準用する法 <u>第7条第1項</u> の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法 <u>第18条第20項</u> の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の昇降機につき 29,000円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）
(44) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の4において準用する法 <u>第18条第19項</u> の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき 27,000円（小荷物専用昇降機にあつては、16,000円）	(44) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の4において準用する法 <u>第18条第28項</u> の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき 27,000円（小荷物専用昇降機にあつては、16,000円）
(45) 省略		(45) 省略	
(46) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法 <u>第18条第16項</u> の規定に基づく完了の通知に対する	1の工作物につき 26,000円	(46) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法 <u>第18条第20項</u> の規定に基づく完了の通知に対する	1の工作物につき 26,000円

審査の手数料	
(47) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法 <u>第18条第19項</u> の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の工作物につき 19,00円
(48)～(50) 省略	

注 省略

別表第43の2～別表第48 省略

別表第49

旅券法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この表において「法」という。）第5条第1項本第20条第2項の規定の適用の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき <u>2,000円</u> （法表において「法」という。）第5条第1項本第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、 <u>4,000円</u> ）

審査の手数料	
(47) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法 <u>第18条第28項</u> の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の工作物につき 19,00円
(48)～(50) 省略	

注 省略

別表第43の2～別表第48 省略

別表第49

旅券法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この表において「法」という。）第5条第1項本第20条第2項の規定の適用の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき <u>2,300円</u> （法表において「法」という。）第5条第1項本第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、 <u>4,300円</u> ）。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該発給の申請をする場

		合（以下この表において 「電子情報処理組織によ り発給の申請をする場合」 という。）にあつては、 1,900円（法第20条第2項 の規定の適用を受ける場 合にあつては、3,900円） とする。
(2) 法第5条第1項ただし書の一般旅券の發 給に係る手数料	1件につき <u>2,000円</u> （法 第20条第2項の規定の適 用を受ける場合にあつて は、 <u>4,000円</u> ）	(2) 法第5条第1項ただし書の一般旅券の發 給に係る手数料 1件につき <u>2,300円</u> （法 第20条第2項の規定の適 用を受ける場合にあつて は、 <u>4,300円</u> ）。ただし、 電子情報処理組織により 発給の申請をする場合に あつては、1,900円（同項 の規定の適用を受ける場 合にあつては、3,900円） とする。

(3) (1)の項および(2)の項に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき <u>2,000円</u> (法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、 <u>4,000円</u>)	(3) (1)の項および(2)の項に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき <u>2,300円</u> (法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、 <u>4,300円</u>)。ただし、 <u>電子情報処理組織により発給の申請をする場合にあつては、1,900円</u> (同項の規定の適用を受ける場合にあつては、 <u>3,900円</u>)とする。
(4) 省略		(4) 省略	
別表第50以下 省略		別表第50以下 省略	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条 省略 (使用料および手数料の額)	第1条 省略 (使用料および手数料の額)
第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののか、次のとおりとする。 (1)～(3)の3 省略 (4) 教員認定講習会受講料 1人1講座につき <u>930円</u> (5)～(9) 省略 (10) <u>県立学校等各種証明手数料</u>	第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののか、次のとおりとする。 (1)～(3)の3 省略 (4) 教員認定講習会受講料 1人1講座につき <u>980円</u> (5)～(9) 省略 (10) <u>総合保健専門学校、看護専門学校、高等技術専門校、農業大学校ならびに県立の中学校、高等学校および特別支援学校に係る各種証明手数料</u>
卒業証明書 1通につき <u>530円</u> 成績証明書 同 <u>530円</u> 調査書 同 <u>530円</u> 単位修得証明書 同 <u>530円</u> 修了証明書 同 <u>530円</u>	卒業証明書 1通につき <u>560円</u> 成績証明書 同 <u>560円</u> 調査書 同 <u>560円</u> 単位修得証明書 同 <u>560円</u> 修了証明書 同 <u>560円</u>
(11) 廃止等をした私立学校に係る各種証明手数料 卒業証明書 1通につき <u>530円</u> 成績証明書 同 <u>530円</u> 調査書 同 <u>530円</u>	(11) 廃止等をした私立学校に係る各種証明手数料 卒業証明書 1通につき <u>560円</u> 成績証明書 同 <u>560円</u> 調査書 同 <u>560円</u>

単位修得証明書	同	<u>530円</u>	単位修得証明書	同	<u>560円</u>
修了証明書	同	<u>530円</u>	修了証明書	同	<u>560円</u>
(12) 教育職員免許状授与証明書交付手数料 1件につき	<u>530円</u>	(12) 教育職員免許状授与証明書交付手数料 1件につき	<u>560円</u>		
(13) 滋賀県行政書士法施行細則（昭和26年滋賀県規則第14号）第6条の規定に基づく行政書士試験合格証明書の交付の手数料 1件につき	<u>530円</u>	(13) 滋賀県行政書士法施行細則（昭和26年滋賀県規則第14号）第6条の規定に基づく行政書士試験合格証明書の交付の手数料 1件につき	<u>560円</u>		
(13)の2 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1項第4号および法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第77条第1項第4号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人に関する証明書の交付の手数料 1件につき	<u>530円</u>	(13)の2 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1項第4号および法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第77条第1項第4号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人に関する証明書の交付の手数料 1件につき	<u>560円</u>		
(13)の3 県の職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料 1件につき	<u>580円</u>	(13)の3 県の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条および第2条に規定する職員を含む。）であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料 1件につき	<u>610円</u>		
(14) 免税軽油使用者証交付および書換手数料 1件につき	<u>480円</u>	(14) 免税軽油使用者証交付および書換手数料 1件につき	<u>500円</u>		
(15) 滋賀県滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和32年滋賀県規則第39号）第3条の規定による滞納処分関係書類		(15) 滋賀県滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和32年滋賀県規則第39号）第3条の規定による滞納処分関係書類			
謄本交付手数料		謄本交付手数料			
差押調書	1通につき	<u>480円</u>	差押調書	1通につき	<u>500円</u>
検査調書	同	<u>480円</u>	検査調書	同	<u>500円</u>
公売公告決議書	同	<u>480円</u>	公売公告決議書	同	<u>500円</u>

配当計算書	同	<u>480円</u>	配当計算書	同	<u>500円</u>
(15)の2 滋賀県市町村職員共済組合理事長の印鑑に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u>			(15)の2 滋賀県市町村職員共済組合理事長の印鑑に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u>		
(16) 一部事務組合の設置の許可に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u>			(16) 一部事務組合の設置の許可に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u>		
(17) 不動産鑑定業者の登録に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u>			(17) 不動産鑑定業者の登録に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u>		
(18) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）第15条の2第2項の規定に基づく適合証の交付（同条第4項の規定に基づく請求に係る再交付を含む。）の手数料 1隻につき <u>1,000円</u>			(18) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）第15条の2第2項の規定に基づく適合証の交付（同条第4項の規定に基づく請求に係る再交付を含む。）の手数料 1隻につき <u>1,050円</u>		
(19) 省略			(19) 省略		
(20) 病院または診療所の用に供する不動産に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u>			(20) 病院または診療所の用に供する不動産に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u>		
(21) 農業協同組合連合会が行う医療保健業に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u>			(21) 農業協同組合連合会が行う医療保健業に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u>		
(22) 独立行政法人福祉医療機構による病院または診療所に対する融資に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u>			(22) 独立行政法人福祉医療機構による病院または診療所に対する融資に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u>		
(23) 滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第13号）第8条第1項の規定に基づく飼い犬の返還手数料 1頭につき <u>3,400円</u> に保管した日数1日につき <u>340円</u> を加算した額			(23) 滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第13号）第8条第1項の規定に基づく飼い犬の返還手数料 1頭につき <u>3,530円</u> に保管した日数1日につき <u>350円</u> を加算した額		

(23)の2 食品等の製造等を行う工程に関する証明書の交付の手数料 食品等の製造等を行う工程が高度な衛生管理の基準に適合している旨の証明書	1通につき <u>35,000円</u>	(23)の2 食品等の製造等を行う工程に関する証明書の交付の手数料 食品等の製造等を行う工程が高度な衛生管理の基準に適合している旨の証明書	1通につき <u>35,300円</u>
その他の証明書 同	<u>580円</u>	その他の証明書 同	<u>610円</u>
(24) ふぐ処理者試験免許手数料		(24) ふぐ処理者試験免許手数料	
ふぐ処理者試験 1人1回につき	<u>7,400円</u>	ふぐ処理者試験 1人1回につき	<u>7,800円</u>
ふぐ処理者免許 1件につき	<u>5,800円</u>	ふぐ処理者免許 1件につき	<u>6,100円</u>
ふぐ処理者免許証再交付 同	<u>3,600円</u>	ふぐ処理者免許証再交付 同	<u>3,800円</u>
ふぐ処理者免許証書換 同	<u>3,400円</u>	ふぐ処理者免許証書換 同	<u>3,600円</u>
(25) 遊泳用プール開設許可等手数料		(25) 遊泳用プール開設許可等手数料	
遊泳用プール開設許可 1件につき	<u>8,800円</u>	遊泳用プール開設許可 1件につき	<u>9,200円</u>
遊泳用プール再開検査 同	<u>3,900円</u>	遊泳用プール再開検査 同	<u>4,000円</u>
(25)の2 中小企業高度化資金または小規模企業者等設備導入資金の貸付残高に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u>		(25)の2 中小企業高度化資金または小規模企業者等設備導入資金の貸付残高に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u>	
(26) 貸金業者登録証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u>		(26) 貸金業者登録証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u>	
(27) 計量検定所各種証明手数料 1件につき <u>530円</u>		(27) 計量検定所各種証明手数料 1件につき <u>560円</u>	
(28)・(29) 省略		(28)・(29) 省略	
(30) 種豚検査手数料 1頭につき <u>1,600円</u>		(30) 種豚検査手数料 1頭につき <u>1,680円</u>	
(31) 省略		(31) 省略	
(32) 輸出される牛肉に係る牛の出生国および飼育国に関する証明書		(32) 輸出される牛肉に係る牛の出生国および飼育国に関する証明書	

の交付の手数料

1通につき 370円に証明した頭数 1頭につき10円を加算した額

(33)・(34) 省略

(35) 土地改良区または土地改良区連合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料 1件につき 580円

(36) 木材業者および製材業者の登録手数料

木材業者	1件につき	<u>2,220円</u>
------	-------	---------------

製材業者	同	<u>4,560円</u>
------	---	---------------

(37) 建設業者許可証明および許可確認手数料 1件につき 530円

(37)の2 土地区画整理組合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料 1件につき 580円

(37)の3 市街地再開発組合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料 1件につき 580円

(37)の4 宅地建物取引士資格試験の合格証明書の交付の手数料 1件につき 530円

(37)の5 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）第36条の6の規定に基づく書類の写しの交付の手数料 1件につき 530円

(38) 建築確認等に係る建築物等の敷地等に関する台帳の記載事項証明手数料 1件につき 530円

(39) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画（当該計画の変更を含

の交付の手数料

1通につき 390円に証明した頭数 1頭につき10円を加算した額

(33)・(34) 省略

(35) 土地改良区または土地改良区連合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料 1件につき 610円

(36) 木材業者および製材業者の登録手数料

木材業者	1件につき	<u>2,270円</u>
------	-------	---------------

製材業者	同	<u>4,670円</u>
------	---	---------------

(37) 建設業者許可証明手数料 1件につき 560円

(37)の2 土地区画整理組合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料 1件につき 610円

(37)の3 市街地再開発組合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料 1件につき 610円

(37)の4 宅地建物取引士資格試験の合格証明書の交付の手数料 1件につき 560円

(37)の5 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）第36条の6の規定に基づく書類の写しの交付の手数料 1件につき 560円

(38) 建築確認等に係る建築物等の敷地等に関する台帳の記載事項証明手数料 1件につき 560円

(39) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画（当該計画の変更を含

む。) の認定証明手数料 1件につき 530円

(39)の2 長期優良住宅建築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 530円

(39)の3 長期優良住宅維持保全計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 530円

(39)の4 低炭素建築物新築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 530円

(39)の5 建築物エネルギー消費性能向上計画（当該計画の変更を含む。）および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料 1件につき 530円

(40) 省略

(41) 滋賀県美術展覧会出品手数料 1点につき 1,300円

(42) 滋賀県写真展覧会出品手数料 1点につき 660円

(43) 滋賀県文学作品出品手数料 1部門につき 660円

(44)～(76) 省略

2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務手数料

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この号において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく免許の

む。) の認定証明手数料 1件につき 560円

(39)の2 長期優良住宅建築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 560円

(39)の3 長期優良住宅維持保全計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 560円

(39)の4 低炭素建築物新築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 560円

(39)の5 建築物エネルギー消費性能向上計画（当該計画の変更を含む。）および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料 1件につき 560円

(40) 省略

(41) 滋賀県美術展覧会出品手数料 1点につき 1,400円

(42) 滋賀県写真展覧会出品手数料 1点につき 700円

(43) 滋賀県文学作品出品手数料 1部門につき 700円

(44)～(76) 省略

2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務手数料

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この号において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく免許の

申請に対する審査の手数料 1件につき 22,200円
法第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の手数料 1件につき 3,000円
法第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付の手数料 1件につき 3,200円

(8) 温泉法に基づく事務手数料

温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 130,000円

温泉法第6条第1項または第7条第1項（同法第11条第2項または第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,500円

温泉法第7条の2第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく施設等の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 24,000円

温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 120,000円

温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 110,000円

温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 36,000円

温泉法第14条の3第1項または第14条の4第1項の規定に基づく

申請に対する審査の手数料 1件につき 22,200円
法第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の手数料 1件につき 3,200円
法第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付の手数料 1件につき 3,200円

(8) 温泉法に基づく事務手数料

温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 136,000円

温泉法第6条第1項または第7条第1項（同法第11条第2項または第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,800円

温泉法第7条の2第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく施設等の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 25,000円

温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 125,000円

温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 115,000円

温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 37,000円

温泉法第14条の3第1項または第14条の4第1項の規定に基づく

温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,500円

温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,500円

温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 24,000円

温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 36,000円

温泉法第16条第1項または第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,500円

温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 51,000円

(9) 興行場法に基づく事務手数料

興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円

(10) 省略

(11) 公衆浴場法に基づく事務手数料

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円

温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,800円

温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,800円

温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 25,000円

温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 37,000円

温泉法第16条第1項または第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,800円

温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 52,000円

(9) 興行場法に基づく事務手数料

興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 23,000円

(10) 省略

(11) 公衆浴場法に基づく事務手数料

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 23,000円

(12)～(17) 省略

(18) 教育職員免許法に基づく事務手数料

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）第5条第1項および第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料 1件につき 1,700円

法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 3,300円

法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 1,700円

法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の手数料 1件につき 1,700円

法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料 1件につき
960円

法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料 1件につき 1,300円

(19)～(22) 省略

(23) 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務手数料

(12)～(17) 省略

(18) 教育職員免許法に基づく事務手数料

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）第5条第1項および第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料 1件につき 1,700円

法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 3,300円

法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 1,700円

法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の手数料 1件につき 1,700円

法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料 1件につき
1,000円

法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料 1件につき 1,300円

(19)～(22) 省略

(23) 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務手数料

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。）第4条第1項または第3項の規定に基づく肥料の登録の手数料

法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき 20,000円

法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき 39,000円

法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新の手数料

法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき 3,900円

法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき 7,700円

(24)～(27) 省略

(28) 建築士法に基づく事務手数料

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 1件につき 24,400円

建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 530円

建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 1件につき 5,900円

建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 1件につき 18,500円

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。）第4条第1項または第3項の規定に基づく肥料の登録の手数料

法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき 20,000円

法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき 39,000円

法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新の手数料

法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき 4,100円

法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき 8,100円

(24)～(27) 省略

(28) 建築士法に基づく事務手数料

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 1件につき 24,400円

建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 560円

建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 1件につき 5,900円

建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 1件につき 18,500円

建築士法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料

一級建築士事務所 1件につき 15,000円

二級建築士事務所または木造建築士事務所 1件につき 10,000円

建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 530円

(29)・(30) 省略

(31) 狂犬病予防法に基づく事務手数料

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第1項および第13条の規定に基づく狂犬病予防注射の手数料 1件につき 2,690円

狂犬病予防法第6条および第18条の規定による抑留した犬の返還の手数料 1件につき 3,400円に抑留した日数1日につき340円を加算した金額

(32)～(34) 省略

(34)の2 農産物検査法に基づく事務手数料

農産物検査法施行令（平成7年政令第357号。以下この号において「政令」という。）第5条第1項第2号の規定に基づく農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下この号において「法」という。）第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の申請（登録の更新の申請を除く。）に対する審査の手数料 1件につき 150,000円

建築士法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料

一級建築士事務所 1件につき 15,000円

二級建築士事務所または木造建築士事務所 1件につき 10,000円

建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 560円

(29)・(30) 省略

(31) 狂犬病予防法に基づく事務手数料

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第1項および第13条の規定に基づく狂犬病予防注射の手数料 1件につき 2,750円

狂犬病予防法第6条および第18条の規定による抑留した犬の返還の手数料 1件につき 3,530円に抑留した日数1日につき350円を加算した金額

(32)～(34) 省略

(34)の2 農産物検査法に基づく事務手数料

農産物検査法施行令（平成7年政令第357号。以下この号において「政令」という。）第5条第1項第2号の規定に基づく農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下この号において「法」という。）第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の申請（登録の更新の申請を除く。）に対する審査の手数料 1件につき 151,000円

政令第5条第1項第4号の規定に基づく法第18条第3項において準用する法第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 10,100円

政令第5条第1項第6号の規定に基づく法第19条第2項の規定による登録検査機関の変更登録の申請に対する審査の手数料

法第17条第4項第3号および第5号に掲げる事項に係るもの 1件につき 30,000円

法第17条第4項第4号に掲げる事項に係るもの 1件につき 15,000円

(35)～(43) 省略

(44) と畜場法に基づく事務手数料

と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 23,000円

と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 11,000円

と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獸畜のとさつまたは解体の検査の手数料

牛または馬1頭につき 460円

豚、子牛または羊1頭につき 230円

(45)・(46) 省略

政令第5条第1項第4号の規定に基づく法第18条第3項において準用する法第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 10,100円

政令第5条第1項第6号の規定に基づく法第19条第2項の規定による登録検査機関の変更登録の申請に対する審査の手数料

法第17条第4項第3号および第5号に掲げる事項に係るもの 1件につき 30,000円

法第17条第4項第4号に掲げる事項に係るもの 1件につき 15,000円

(35)～(43) 省略

(44) と畜場法に基づく事務手数料

と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 24,200円

と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 11,600円

と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獸畜のとさつまたは解体の検査の手数料

牛または馬1頭につき 480円

豚、子牛または羊1頭につき 240円

(45)・(46) 省略

(47) 輸出水産業の振興に関する法律に基づく事務手数料

輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）第3条第1項の規定に基づく輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 11,300円

(48)・(49) 省略

(50) 家畜取引法に基づく事務手数料

家畜取引法（昭和31年法律第123号）第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査の手数料

地域家畜市場に係るもの 1件につき 18,300円

その他の家畜市場に係るもの 1件につき 43,000円

家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付の手数料 1件につき 4,200円

家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付の手数料 1件につき 6,700円

(51)・(52) 省略

(53) 臨床検査技師等に関する法律に基づく事務手数料

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この号において「法」という。）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 80,000円

法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付の手数料 1件につき 8,000円

法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証

(47) 輸出水産業の振興に関する法律に基づく事務手数料

輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）第3条第1項の規定に基づく輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 11,900円

(48)・(49) 省略

(50) 家畜取引法に基づく事務手数料

家畜取引法（昭和31年法律第123号）第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査の手数料

地域家畜市場に係るもの 1件につき 19,000円

その他の家畜市場に係るもの 1件につき 45,000円

家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付の手数料 1件につき 4,400円

家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付の手数料 1件につき 6,900円

(51)・(52) 省略

(53) 臨床検査技師等に関する法律に基づく事務手数料

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この号において「法」という。）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 80,000円

法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付の手数料 1件につき 8,100円

法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証

明書の再交付の手数料 1件につき 8,000円

法第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査の手数料 1件につき 56,000円

(54) 省略

(55) 養鶏振興法に基づく事務手数料

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査の手数料 1羽につき 40円

養鶏振興法第7条第1項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,900円

養鶏振興法第7条第2項または第8条第1項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,900円

(56)・(57) 省略

(58) 旧宅地造成等規制法に基づく事務手数料

別表第54に定める額

(59)・(60) 省略

(61) 登録免許税法に基づく事務手数料

登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の1の項の第4欄、5の2の項の第4欄、10の項の第4欄、12の項の第4欄、23の項の第4欄および24の項の第4欄に規定する非課税の登記に該当する証明書の交付の手数料 1件につき 530円（現地における確認を要するものにあつては、3,030円）

明書の再交付の手数料 1件につき 8,100円

法第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査の手数料 1件につき 59,000円

(54) 省略

(55) 養鶏振興法に基づく事務手数料

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査の手数料 1羽につき 40円

養鶏振興法第7条第1項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円

養鶏振興法第7条第2項または第8条第1項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円

(56)・(57) 省略

(58) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務手数料

別表第54に定める額

(59)・(60) 省略

(61) 登録免許税法に基づく事務手数料

登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の1の2の項の第4欄、5の2の項の第4欄、10の項の第4欄、12の項の第4欄、23の項の第4欄および24の項の第4欄に規定する非課税の登記に該当する証明書の交付の手数料 1件につき 560円（現地における確認を要するものにあつては、3,160円）

(62)～(71) 省略

(71)の2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務手数料

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき

15,000円

法第13条第1項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円

法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の受講料 1人につき 1,000円

法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養または保管の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 12,800円

法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 9,900円

法第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料 1頭につき 2,000円（生後90日以内の犬または猫の場合にあっては、500円）

(72) 省略

(73) 清化槽法に基づく事務手数料

清化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく清化槽工事業に係る登録の申請に対する審査の手数料 1件につき
30,000円

(62)～(71) 省略

(71)の2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務手数料

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき

16,000円

法第13条第1項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 16,000円

法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の受講料 1人につき 1,050円

法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養または保管の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 13,100円

法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 10,200円

法第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料 1頭につき 2,100円（生後90日以内の犬または猫の場合にあっては、530円）

(72) 省略

(73) 清化槽法に基づく事務手数料

清化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく清化槽工事業に係る登録の申請に対する審査の手数料 1件につき
31,000円

浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 24,000円

浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付の手数料 用紙1枚につき 640円

浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の手数料 1回につき 390円

(73)の2 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく事務手数料

遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条第1項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 27,000円

遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 16,000円

(74) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務手数料

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下この号において「法」という。)第3条の規定に基づく食鳥処理事業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 20,000円

法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造または設備の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 11,000円

法第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成

浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 25,000円

浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付の手数料 用紙1枚につき 670円

浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の手数料 1回につき 400円

(73)の2 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく事務手数料

遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条第1項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 28,000円

遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 17,000円

(74) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務手数料

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下この号において「法」という。)第3条の規定に基づく食鳥処理事業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 21,000円

法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造または設備の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 11,600円

法第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成

施設の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 150,000円
法第12条第5項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 90,000円
法第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査の手数料
1羽につき 5円
法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 5,700円
法第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の確認の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,400円

(75)～(79) 省略

(79)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく事務手数料

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この号において「法」という。）第10条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 43,000円

法第17条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,300円

(80) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく解体工事業に係る登録の申請に

施設の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 155,000円
法第12条第5項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 93,500円
法第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査の手数料
1羽につき 5円
法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 5,900円
法第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の確認の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,500円

(75)～(79) 省略

(79)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく事務手数料

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この号において「法」という。）第10条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 44,000円

法第17条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,400円

(80) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく解体工事業に係る登録の申請に

に対する審査の手数料 1件につき 30,000円

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第2項の規定に基づく解体工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 24,000円

(81) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務手数料

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,500円

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,500円

(82)～(91) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1 省略

別表第2

保健所、近江学園、むれやま荘および衛生科学センターの使用料および手数料

1・2 省略

3 次の各号に掲げるものの手数料は、当該各号に定めるところによる。

に対する審査の手数料 1件につき 31,000円

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第2項の規定に基づく解体工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 25,000円

(81) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務手数料

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,600円

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,600円

(82)～(91) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1 省略

別表第2

保健所、近江学園、むれやま荘および衛生科学センターの使用料および手数料

1・2 省略

3 次の各号に掲げるものの手数料は、当該各号に定めるところによる。

(1) 診断書	1通につき	<u>1,120円</u>
(2) 特別診断書	同	<u>2,120円</u>
(3) その他の証明書	同	<u>580円</u>

4 省略

別表第3

薬事試験手数料

区分			単位	金額
化学 試験	定性試験	簡易なもの	1成分	円 <u>1,850</u>
		複雑なもの	同	<u>3,370</u>
		特に複雑なもの	同	<u>6,820</u>
	定量試験	簡易なもの	同	<u>2,300</u>
		複雑なもの	同	<u>4,610</u>
		特に複雑なもの	同	<u>6,550</u>
物理的試験			1件	<u>2,310</u>
微生物 学的試 験	一般生菌数		同	<u>1,800</u>
	特定菌		同	<u>2,290</u>
	真菌数		同	<u>1,800</u>
	無菌試験	細菌	同	<u>6,610</u>
		真菌	同	<u>6,610</u>
	殺菌効力試験		1菌種	<u>18,000</u>
	動物試験		1件	<u>11,000</u>

(1) 診断書	1通につき	<u>1,180円</u>
(2) 特別診断書	同	<u>2,230円</u>
(3) その他の証明書	同	<u>610円</u>

4 省略

別表第3

薬事試験手数料

区分			単位	金額
化学 試験	定性試験	簡易なもの	1成分	円 <u>1,880</u>
		複雑なもの	同	<u>3,530</u>
		特に複雑なもの	同	<u>6,930</u>
	定量試験	簡易なもの	同	<u>2,410</u>
		複雑なもの	同	<u>4,780</u>
		特に複雑なもの	同	<u>6,880</u>
物理的試験			1件	<u>2,430</u>
微生物 学的試 験	一般生菌数		同	<u>1,860</u>
	特定菌		同	<u>2,330</u>
	真菌数		同	<u>1,860</u>
	無菌試験	細菌	同	<u>6,790</u>
		真菌	同	<u>6,790</u>
	殺菌効力試験		1菌種	<u>18,100</u>
	動物試験		1件	<u>11,300</u>

製剤の規格試験成績書交付	1通	4,800
試験成績証明書交付	同	580

注 省略

別表第4

各種環境、衛生試験および検査手数料

区分			単位	金額
細菌検査	無菌試験	真菌	1 件	円 7,120
		細菌	同	7,120
	殺菌効力試験		1 菌種	17,700
	同定試験		同	11,600
ウイルス検査	中和試験および分離試験		1 種目	3,590
飲料水	成分検査	簡易なもの	1 成分	1,450
		普通のもの	同	2,350
		複雑なものの	同	4,380
		特に複雑なものの	同	6,330
	水道水定期検査		1 件	4,060
トリクロロエチレン等検査			同	11,700
			同	11,900

製剤の規格試験成績書交付	1通	5,000
試験成績証明書交付	同	610

注 省略

別表第4

各種環境、衛生試験および検査手数料

区分			単位	金額
細菌検査	無菌試験	真菌	1 件	円 7,290
		細菌	同	7,290
	殺菌効力試験		1 菌種	18,100
	同定試験		同	11,900
ウイルス検査	中和試験および分離試験		1 種目	3,750
飲料水	成分検査	簡易なもの	1 成分	1,470
		普通のもの	同	2,410
		複雑なものの	同	4,430
		特に複雑なものの	同	6,490
	水道水定期検査		1 件	4,130
トリクロロエチレン等検査			同	12,000
			同	12,200

	細菌検査	同	2,240		細菌検査	同	2,300
	大腸菌群最確数検査	同	3,560		大腸菌群最確数検査	同	3,660
浴場水プール水	公衆浴場水	原水、原湯、上り用水	4,300	浴場水プール水	公衆浴場水	原水、原湯、上り用水	4,420
		浴場内湯	4,300			浴場内湯	4,420
	プール水	同	4,300		プール水	同	4,420
放射能検査	雨水、飲料水	同	3,640	放射能検査	雨水、飲料水	同	3,710
	食品	同	3,640		食品	同	3,710
食品	成分規格試験	簡易なもの	3,120	食品	成分規格試験	簡易なもの	3,200
		複雑なもの	6,350			複雑なもの	6,500
		特に複雑なもの	10,100			特に複雑なもの	10,300
		特殊なもの	33,100			特殊なもの	33,900
	食品中の添加物試験	定性分析	2,640	食品中の添加物試験	定性分析	1成分	2,720
		定量分析	4,140			同	4,230
	異物試験	1件	2,030		異物試験	1件	2,080
	栄養分析	同	9,370		栄養分析	同	9,620
	カビおよび酵母	同	2,490		カビおよび酵母	同	2,570
	細菌検査	一般細菌数	1,660	細菌検査	一般細菌数	同	1,700
		大腸菌群	1,800			同	1,850
		大腸菌群最確数	3,420			大腸菌群最確数	3,530
	その他	一般成分分析	9,570	その他	一般成分分析	同	9,810

		定性分析	1成分	3,960
		定量分析	同	5,520
添加物	成分規格試験	無機性添加物	1件	4,240
		有機性添加物	同	9,990
器具、容器、 包装、おもち や	規格試験		同	5,380
化学試験	定性試験	簡易なもの	1成分	1,850
		複雑なもの	同	3,370
		特に複雑なもの	同	6,820
	定量試験	簡易なもの	同	2,300
		複雑なもの	同	4,610
		特に複雑なもの	同	6,550
医療用具	規格試験		1件	3,240
家庭用品試験	簡易なもの		1成分	1,500
	複雑なもの		同	4,310
	特殊なもの		同	34,600
その他衛生検 査	一般分析	簡易なもの	同	1,660
		普通のもの	同	2,200
		複雑なもの	同	4,110
	特殊分析	特殊有機化学物質 試験	1件	29,300

		定性分析	1成分	4,050
		定量分析	同	5,790
添加物	成分規格試験	無機性添加物	1件	4,340
		有機性添加物	同	10,270
器具、容器、 包装、おもち や	規格試験		同	5,510
化学試験	定性試験	簡易なもの	1成分	1,880
		複雑なもの	同	3,530
		特に複雑なもの	同	6,930
	定量試験	簡易のもの	同	2,410
		複雑のもの	同	4,780
		特に複雑のもの	同	6,880
医療用具	規格試験		1件	3,310
家庭用品試験	簡易のもの		1成分	1,530
	複雑のもの		同	4,390
	特殊のもの		同	35,700
その他衛生検 査	一般分析	簡易のもの	同	1,710
		普通のもの	同	2,260
		複雑のもの	同	4,220
	特殊分析	特殊有機化学物質 試験	1件	30,100

		有害性金属類試験	1成分	4,650
文書料	成績書		1通	580
	成績書謄本再交付		同	580

注 省略

別表第5

工業技術総合センター試験等手数料

1 機械電子試験、機能材料試験等手数料

区分		単位	金額
電気・電子	耐電圧試験	1 試験	円 2,140
試験			
材料試験	強度試験	1 試料 1 項目	最低 910 最高 2,500
	硬さ試験	同	1,240
化学分析	定性分析	1 成分	2,110
	定量分析	同	3,070
食品保存	恒温試験	24時間 (10試料まで)	3,900
性試験		24時間増すごとに	2,610
微生物試	菌数測定	1 試料	4,170

		有害性金属類試験	1成分	4,760
文書料	成績書		1通	610
	成績書謄本再交付		同	610

注 省略

別表第5

工業技術総合センター試験等手数料

1 機械電子試験、機能材料試験等手数料

区分		単位	金額
(削除)			
材料試験	強度試験	1 試料 1 項目	円 最低 960 最高 2,600
	硬さ試験	同	1,300
化学分析	定性分析	1 成分	2,180
	定量分析	同	3,090
(削除)			
(削除)			

験			
pH測定	同		1, 220
デザイン指導	1 時間		4, 420
成績書の和文	1 通		580
複本または証明書	英文	同	680
成績書の英文作成	同		2, 240

注 省略

2 窯業試験等手数料

区分		単位	金額
化学分析	定性分析	全成分	円 5, 680
	定量分析	1 成分	4, 500
	Pd、Cdの溶出試験	1 試料	3, 530
耐薬品試験	同		2, 430
耐圧試験	同		2, 190
吸水率試験	同		2, 140
熱膨張測定	同		6, 360
オートクレーブ試験	同		5, 070

pH測定	1 試料	1, 280
デザイン指導	1 時間	4, 540
成績書の和文	1 通	610
複本または証明書	英文	同 710
成績書の英文作成	同	2, 330

注 省略

2 窯業試験等手数料

区分		単位	金額
化学分析	定性分析	全成分	円 5, 700
	定量分析	1 成分	4, 620
	Pd、Cdの溶出試験	1 試料	3, 620
耐薬品試験	同		2, 540
耐圧試験	同		2, 280
吸水率試験	同		2, 150
熱膨張測定	同		6, 510
オートクレーブ試験	同		5, 320

凍害試験	1 試料 (10回まで) これを超える場合は1回	20,980 1,430
pH測定	1 試料	1,230
熱衝撃試験	同	2,450
加熱重量変化測定	同	6,400
示差熱分析	同	6,400
比重測定	同	3,070
粒度分析	同	6,890
曲げ強度試験	同	3,100
衝撃試験	1 件	6,670
デザイン指導	1 時間	4,550
成績書の和文	1 通	580
複本または証明書	英文	680
成績書の英文作成	同	2,240

注 省略

別表第6

東北部工業技術センター試験等手数料

区分	単位	金額
分析試験		円

凍害試験	1 試料 (10回まで) これを超える場合は1回	22,030 1,500
pH測定	1 試料	1,290
熱衝撃試験	同	2,520
加熱重量変化測定	同	6,540
示差熱分析	同	6,540
比重測定	同	3,220
粒度分析	同	7,090
曲げ強度試験	同	3,190
衝撃試験	1 件	6,900
デザイン指導	1 時間	4,700
成績書の和文	1 通	610
複本または証明書	英文	710
成績書の英文作成	同	2,330

注 省略

別表第6

東北部工業技術センター試験等手数料

区分	単位	金額
分析試験		円

定性分析	1成分	2,240
定量分析(繊維・有機成分)	同	最低 3,510 最高 5,050
定量分析(金属・無機成分)	同	2,940
材料試験	糸物性試験	1試料 最低 1,060 1項目 最高 1,180
	布物性試験	同 同 1,170 1,180
	繊維鑑定	1成分 1,420
	繊維混用率試験	同 1,610
	顕微鏡写真撮影	1試料 4,630
硬さ試験	プラスチック強度試験	1試料 1,910 1項目
		1,200
硬さ分布試験	ロックウェルビッカースマイクロビック	1試料 (10測点まで) これを超える場合 は1測点 3,450 310
	硬さ測定用試料調整	1試料 最低 430 最高 1,810

定性分析	1成分	2,350
定量分析(繊維・有機成分)	同	最低 3,690 最高 5,300
定量分析(金属・無機成分)	同	3,090
材料試験	糸物性試験	1試料 最低 1,110 1項目 最高 1,240
	布物性試験	同 同 1,230 1,240
	繊維鑑定	1成分 1,490
	繊維混用率試験	同 1,690
	顕微鏡写真撮影	1試料 4,730
硬さ試験	プラスチック強度試験	1試料 2,010 1項目
		1,230
硬さ分布試験	ロックウェルビッカースマイクロビック	1試料 (10測点まで) これを超える場合 は1測点 3,620 330
	硬さ測定用試料調整	1試料 450

	<u>強度試験</u>	<u>1 試料</u>	<u>同</u> 900
		<u>1 項目</u>	<u>2,490</u>
染色試験	染色・仕上試験	<u>同</u>	<u>2,100</u>
	染色堅ろう度試験	<u>同</u>	<u>1,560</u>
デザイン指導		<u>1 時間</u>	<u>4,280</u>
金属顕微鏡試験の試料調整		<u>1 試料</u>	<u>2,030</u>
組織試験	顕微鏡写真撮影	<u>1 視野</u>	<u>3,280</u>
		<u>焼増し 1 枚につ き</u>	<u>480</u>
精密測定	表面粗さ測定	<u>1 測定</u>	<u>1,840</u>
	真円度測定	<u>同</u>	<u>2,000</u>
	三次元測定	<u>1 試料</u>	<u>3,500</u>
		<u>1 測定</u>	
		<u>1 測定増すごと に</u>	<u>1,250</u>
環境試験	恒温恒湿試験	<u>1 試料</u>	<u>2,050</u>
		<u>1 条件</u>	
		<u>1 時間</u>	
		<u>1 時間増すごと に</u>	<u>780</u>
		<u>同</u>	<u>2,310</u>

	<u>強度試験</u>	<u>1 試料</u>	<u>最低</u> 950
		<u>1 項目</u>	<u>最高</u> 2,610
染色試験	染色堅ろう度試験	<u>同</u>	<u>1,640</u>
デザイン指導		<u>1 時間</u>	<u>4,490</u>
(削除)			

			770
	塩水噴霧試験	24時間 <u>(5試料まで)</u>	4,670
		1試料増すごと に	360
成績書の	和文	1通	580
複本または証明書	英文	同	680
成績書の英文作成		同	2,240

注1 省略

2 染色堅ろう度試験の耐光・耐候堅ろう度試験において、10時間
を超える場合は、10時間ごとに770円を徴収する。

3・4 省略

別表第7～別表第10 省略

別表第11

滋賀県屋外広告物条例に基づく事務手数料

1 省略

2 屋外広告業登録事項証明手数料

1件につき 530円

3 省略

4 屋外広告物講習会修了証明書の交付の手数料

成績書の	和文	1通	610
複本または証明書	英文	同	710
成績書の英文作成		同	2,330

注1 省略

(削除)

2・3 省略

別表第7～別表第10 省略

別表第11

滋賀県屋外広告物条例に基づく事務手数料

1 省略

2 屋外広告業登録事項証明手数料

1件につき 560円

3 省略

4 屋外広告物講習会修了証明書の交付の手数料

1 件につき 530円

別表第12～別表第27 省略

別表第28

美術館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

(1) 常設展示

区分		金額
個人	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき <u>320</u>
	その他の者	同 <u>540</u>
団体 (20人以上)	大学の学生またはこれに準ずる者	同 <u>260</u>
	その他の者	同 <u>430</u>

(2) 省略

注 省略

2 年間観覧料

区分		金額
常設展および企画展	小学校、中学校、中等教育学校 (前期課程に限る。) の児童もしくは生徒またはこれらに準ず	円 1人1年につき <u>1,200</u>

1 件につき 560円

別表第12～別表第27 省略

別表第28

美術館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

(1) 常設展示

区分		金額
個人	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき <u>340</u>
	その他の者	同 <u>570</u>
団体 (20人以上)	大学の学生またはこれに準ずる者	同 <u>280</u>
	その他の者	同 <u>460</u>

(2) 省略

注 省略

2 年間観覧料

区分		金額
常設展および企画展	小学校、中学校、中等教育学校 (前期課程に限る。) の児童もしくは生徒またはこれらに準ず	円 1人1年につき <u>1,250</u>

	る者	
	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 <u>1,600</u>
	その他の者	同 <u>2,400</u>

3 特別観覧料

区分	単位	金額
熟覧	1点1日につき	円 <u>1,450</u>
模写	同	<u>2,900</u>
模造	同	<u>2,900</u>
撮影	モノクローム	1点1回につき <u>2,900</u>
	カラー	同 <u>5,820</u>
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につき <u>1,450</u>
	カラー	同 <u>2,900</u>

注 省略

4 使用料

区分	単位	金額	備考

	る者	
	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 <u>1,650</u>
	その他の者	同 <u>2,500</u>

3 特別観覧料

区分	単位	金額
熟覧	1点1日につき	円 <u>1,520</u>
模写	同	<u>3,050</u>
模造	同	<u>3,050</u>
撮影	モノクローム	1点1回につき <u>3,050</u>
	カラー	同 <u>6,110</u>
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につき <u>1,520</u>
	カラー	同 <u>3,050</u>

注 省略

4 使用料

区分	単位	金額	備考

ギャラリー	1日につき	円 2分の1を使用する場合は <u>9,900円</u> とする。
ミニギャラリー	同	<u>1,200</u>

注 省略

別表第28の2

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

(1) 常設展示

区分		金額
個人	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき <u>450</u>
	その他の者	同 <u>800</u>
団体 (20人以上)	大学の学生またはこれに準ずる者	同 <u>360</u>
	その他の者	同 <u>640</u>

(2) 省略

注 省略

2 年間観覧料

区分		金額
常設展およ	大学の学生またはこれに準ずる	円

ギャラリー	1日につき	円 2分の1を使用する場合は <u>10,400円</u> とする。
ミニギャラリー	同	<u>1,300</u>

注 省略

別表第28の2

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

(1) 常設展示

区分		金額
個人	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき <u>470</u>
	その他の者	同 <u>840</u>
団体 (20人以上)	大学の学生またはこれに準ずる者	同 <u>380</u>
	その他の者	同 <u>670</u>

(2) 省略

注 省略

2 年間観覧料

区分		金額
常設展およ	大学の学生またはこれに準ずる	円

び企画展	者	1人1年につき 900
	その他の者	同 1,600

3 特別観覧料

区分	単位	金額
熟覧		円 1点1日につき 1,450
模写	同	2,900
模造	同	2,900
撮影	モノクローム	1点1回につき 2,900
	カラー	同 5,820
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につ き 1,450
	カラー	同 2,900

注 省略

4 省略

別表第29

男女共同参画センター使用料

区分	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時か ら午後9時 まで	午前9時か ら午後9時 まで
大ホール	円	円	円	円	円

び企画展	者	1人1年につき 940
	その他の者	同 1,680

3 特別観覧料

区分	単位	金額
熟覧		円 1点1日につき 1,520
模写	同	3,050
模造	同	3,050
撮影	モノクローム	1点1回につき 3,050
	カラー	同 6,110
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につ き 1,520
	カラー	同 3,050

注 省略

4 省略

別表第29

男女共同参画センター使用料

区分	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時か ら午後9時 まで	午前9時か ら午後9時 まで
大ホール	円	円	円	円	円

	<u>6,700</u>	<u>18,500</u>	<u>19,800</u>	<u>34,400</u>	<u>41,100</u>
研修室A	<u>2,630</u>	<u>3,580</u>	<u>2,630</u>	—	—
研修室B	<u>1,720</u>	<u>2,370</u>	<u>1,720</u>	—	—
研修室C	<u>1,720</u>	<u>2,370</u>	<u>1,720</u>	—	—
特別会議室	<u>6,350</u>	<u>8,340</u>	<u>6,350</u>	—	—
調理実習室	<u>3,580</u>	<u>4,760</u>	<u>3,580</u>	—	—
視聴覚室	<u>6,070</u>	<u>7,930</u>	<u>6,070</u>	—	—
トレーニング ルーム	<u>3,160</u>	<u>4,090</u>	<u>3,160</u>	—	—
茶亭	<u>3,160</u>	<u>4,090</u>	<u>3,160</u>	—	—
展示ギャラリ ー	1日につき <u>4,850円</u>				
省略					

注 省略

別表第30

危機管理センター使用料

区分	午 前	午 後
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで
大 会 議 室	円 <u>15,300</u>	円 <u>20,400</u>
会 議 室 1	10,200	13,600

	<u>7,000</u>	<u>19,400</u>	<u>20,700</u>	<u>36,000</u>	<u>43,000</u>
研修室A	<u>2,760</u>	<u>3,730</u>	<u>2,760</u>	—	—
研修室B	<u>1,800</u>	<u>2,480</u>	<u>1,800</u>	—	—
研修室C	<u>1,800</u>	<u>2,480</u>	<u>1,800</u>	—	—
特別会議室	<u>6,640</u>	<u>8,720</u>	<u>6,640</u>	—	—
調理実習室	<u>3,750</u>	<u>5,000</u>	<u>3,750</u>	—	—
視聴覚室	<u>6,350</u>	<u>8,300</u>	<u>6,350</u>	—	—
トレーニング ルーム	<u>3,310</u>	<u>4,280</u>	<u>3,310</u>	—	—
茶亭	<u>3,310</u>	<u>4,280</u>	<u>3,310</u>	—	—
展示ギャラリ ー	1日につき <u>5,090円</u>				
省略					

注 省略

別表第30

危機管理センター使用料

区分	午 前	午 後
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで
大 会 議 室	円 <u>16,200</u>	円 <u>21,300</u>
会 議 室 1	10,800	14,200

会議室 2	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
会議室 3	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
会議室 4	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>

注 省略

別表第31 省略

別表第32

船舶法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴う場合に限る。）の手数料	円
ア 総トン数3トン未満の小型漁船	1隻につき <u>10,900</u>
イ 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船	
（ア）全部の容積の測度または上甲板下 全部の容積の測度を行う場合	同 <u>15,500</u>
（イ）その他の場合	同 <u>10,900</u>
ウ 総トン数5トン以上の小型漁船	
（ア）全部の容積の測度または上甲板下 全部の容積の測度を行う場合	同 <u>36,000</u>
（イ）その他の場合	同 <u>26,200</u>

会議室 2	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
会議室 3	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
会議室 4	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>

注 省略

別表第31 省略

別表第32

船舶法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴う場合に限る。）の手数料	円
ア 総トン数3トン未満の小型漁船	1隻につき <u>11,400</u>
イ 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船	
（ア）全部の容積の測度または上甲板下 全部の容積の測度を行う場合	同 <u>16,300</u>
（イ）その他の場合	同 <u>11,400</u>
ウ 総トン数5トン以上の小型漁船	
（ア）全部の容積の測度または上甲板下 全部の容積の測度を行う場合	同 <u>37,800</u>
（イ）その他の場合	同 <u>27,500</u>

別表第33 省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>
(2) 法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料	<u>90,000円</u>
(3) 法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この表において「政令」とあつては、 <u>13,200円</u> ）いう。）第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に係る審査	<u>16,800円</u> （継続営業の場合にあつては、 <u>13,200円</u> ）
イ 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に係る審査	<u>10,100円</u> （継続営業の場合にあつては、 <u>8,000円</u> ）

別表第33 省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査の手数料	<u>155,000円</u>
(2) 法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料	<u>93,000円</u>
(3) 法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この表において「政令」とあつては、 <u>13,800円</u> ）いう。）第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に係る審査	<u>17,600円</u> （継続営業の場合にあつては、 <u>13,800円</u> ）
イ 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に係る審査	<u>10,600円</u> （継続営業の場合にあつては、 <u>8,200円</u> ）

ウ 政令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）	ウ 政令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可の申請に係る審査	10,600円（継続営業の場合にあつては、8,200円）
エ 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）	エ 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業の許可の申請に係る審査	10,600円（継続営業の場合にあつては、8,200円）
オ 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	オ 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
カ 政令第35条第6号に規定する集乳業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）	カ 政令第35条第6号に規定する集乳業の許可の申請に係る審査	10,600円（継続営業の場合にあつては、8,200円）
キ 政令第35条第7号に規定する乳処理業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	キ 政令第35条第7号に規定する乳処理業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
ク 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ク 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
ケ 政令第35条第9号に規定する食肉処理業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ケ 政令第35条第9号に規定する食肉処理業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
コ 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	コ 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
サ 政令第35条第11号に規定する菓子製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）	サ 政令第35条第11号に規定する菓子製造業の許可の申請に係る審査	15,300円（継続営業の場合にあつては、12,200円）
シ 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）	シ 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に係る審査	15,300円（継続営業の場合にあつては、12,200円）
ス 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ス 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）

セ 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	セ 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
ソ 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ソ 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
タ 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）	タ 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業の許可の申請に係る審査	17,600円（継続営業の場合にあつては、13,800円）
チ 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	チ 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
ツ 政令第35条第18号に規定する液卵製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ツ 政令第35条第18号に規定する液卵製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
テ 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	テ 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
ト 政令第35条第20号に規定するみそまたはしょうゆ製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）	ト 政令第35条第20号に規定するみそまたはしょうゆ製造業の許可の申請に係る審査	17,600円（継続営業の場合にあつては、13,800円）
ナ 政令第35条第21号に規定する酒類製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）	ナ 政令第35条第21号に規定する酒類製造業の許可の申請に係る審査	17,600円（継続営業の場合にあつては、13,800円）
ニ 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）	ニ 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業の許可の申請に係る審査	15,300円（継続営業の場合にあつては、12,200円）
ヌ 政令第35条第23号に規定する納豆製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）	ヌ 政令第35条第23号に規定する納豆製造業の許可の申請に係る審査	15,300円（継続営業の場合にあつては、12,200円）
ネ 政令第35条第24号に規定する麵類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）	ネ 政令第35条第24号に規定する麵類製造業の許可の申請に係る審査	15,300円（継続営業の場合にあつては、12,200円）

ノ 政令第35条第25号に規定するそ ^う ざい製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ノ 政令第35条第25号に規定するそ ^う ざい製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
ハ 政令第35条第26号に規定する複合型そ ^う ざい製造業の許可の申請に係る審査	27,100円（継続営業の場合にあつては、23,500円）	ハ 政令第35条第26号に規定する複合型そ ^う ざい製造業の許可の申請に係る審査	27,900円（継続営業の場合にあつては、24,200円）
ヒ 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ヒ 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
フ 政令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可の申請に係る審査	27,100円（継続営業の場合にあつては、23,500円）	フ 政令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可の申請に係る審査	27,900円（継続営業の場合にあつては、24,200円）
ヘ 政令第35条第29号に規定する漬物製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）	ヘ 政令第35条第29号に規定する漬物製造業の許可の申請に係る審査	15,300円（継続営業の場合にあつては、12,200円）
ホ 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ホ 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）
マ 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）	マ 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業の許可の申請に係る審査	15,300円（継続営業の場合にあつては、12,200円）
ミ 政令第35条第32号に規定する添加物製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）	ミ 政令第35条第32号に規定する添加物製造業の許可の申請に係る審査	24,300円（継続営業の場合にあつては、19,000円）

注 省略

別表第34の2

理容師法および美容師法に基づく事務手数料

区分	金額

(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料	円 1件につき <u>17,000</u>
(2) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	同 <u>540</u>

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき <u>22,000円</u> (特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、 <u>12,000円</u>)
(2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項または第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	1件につき <u>7,500円</u>

別表第35

化製場等に関する法律に基づく事務手数料

(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料	円 1件につき <u>17,800</u>
(2) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	同 <u>570</u>

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき <u>23,000円</u> (特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、 <u>12,600円</u>)
(2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項または第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	1件につき <u>7,800円</u>

別表第35

化製場等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この表において「法」という。）第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料	
ア 化製場の設置の許可の申請に係る審査	1件につき <u>37,000円</u>
イ 死亡獣畜取扱場または法第8条に規定する施設の設置の許可の申請に係る審査	同 <u>24,000円</u>
(2) 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養または収容の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき（1の施設または同一の構内にある数個の施設につき同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） <u>12,000円</u>

別表第36～別表第38 省略

別表第39

家畜商法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	円

区分	金額
(1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この表において「法」という。）第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料	
ア 化製場の設置の許可の申請に係る審査	1件につき <u>38,000円</u>
イ 死亡獣畜取扱場または法第8条に規定する施設の設置の許可の申請に係る審査	同 <u>24,500円</u>
(2) 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養または収容の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき（1の施設または同一の構内にある数個の施設につき同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） <u>12,100円</u>

別表第36～別表第38 省略

別表第39

家畜商法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	円

の手数料	
ア 家畜の取引の業務（家畜商法第3条 第2項第2号の農林水産省令で定める 業務に限る。）に従事する使用人その 他の従業者（以下この表において「使 用人等」という。）の数が5人以上で ある場合	1件につき <u>2,500</u>
イ 使用人等の数が1人以上4人以下で ある場合	同 <u>2,000</u>
ウ その他の場合	同 <u>1,700</u>
(2) 家畜商法第4条の2第1項の規定に 基づく家畜商になろうとする者に対する 講習の受講料	同 3,500
(3) 家畜商法施行令（昭和28年政令第252 号）第5条の規定に基づく家畜商免許証 の書換え交付の手数料	同 <u>1,100</u>
(4) 家畜商法施行令第6条の規定に基づく 家畜商免許証の再交付の手数料	同 <u>1,100</u>

別表第40

漁業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 漁業法（昭和24年法律第267号。以下この	円

の手数料	
ア 家畜の取引の業務（家畜商法第3条 第2項第2号の農林水産省令で定める 業務に限る。）に従事する使用人その 他の従業者（以下この表において「使 用人等」という。）の数が5人以上で ある場合	1件につき <u>2,600</u>
イ 使用人等の数が1人以上4人以下で ある場合	同 <u>2,100</u>
ウ その他の場合	同 <u>1,800</u>
(2) 家畜商法第4条の2第1項の規定に 基づく家畜商になろうとする者に対する 講習の受講料	同 3,500
(3) 家畜商法施行令（昭和28年政令第252 号）第5条の規定に基づく家畜商免許証 の書換え交付の手数料	同 <u>1,200</u>
(4) 家畜商法施行令第6条の規定に基づく 家畜商免許証の再交付の手数料	同 <u>1,200</u>

別表第40

漁業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 漁業法（昭和24年法律第267号。以下この	円

表において「法」という。) 第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査の手数料	1件につき <u>3,500</u>	表において「法」という。) 第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査の手数料	1件につき <u>3,700</u>
(2) 法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>3,500</u>	(2) 法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>3,700</u>
(3) 法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割または変更の免許の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,400</u>	(3) 法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割または変更の免許の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,500</u>
(4) 法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>1,100</u>	(4) 法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>1,200</u>
(5) 法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>1,100</u>	(5) 法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>1,200</u>
(6) 法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,400</u>	(6) 法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,500</u>
(7) 漁業登録令(昭和26年政令第292号)第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿(漁場図を除く。)の謄本または抄本の交付の手数料	用紙1枚につき <u>470</u>	(7) 漁業登録令(昭和26年政令第292号)第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿(漁場図を除く。)の謄本または抄本の交付の手数料	用紙1枚につき <u>490</u>
(8) 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく	同 <u>470</u>	(8) 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく	同 <u>490</u>

免許漁業原簿（漁場図に限る。）の謄本または抄本の交付の手数料	
(9) 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿またはその付属書類の閲覧の請求の許可の手数料	1件につき <u>260</u>

別表第41 省略

別表第42

漁船法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査の手数料	円
ア 無動力漁船	1隻につき <u>4,800</u>
イ 動力漁船	
（ア） 総トン数が20トン未満のもの	同 <u>7,100</u>
（イ） 総トン数が20トン以上100トン未満のもの	同 <u>7,500</u>
（ウ） 総トン数が100トン以上のもの	同 <u>8,000</u>
(2) 漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付の手数料	同 <u>2,300</u>
(3) 漁船法第13条の規定に基づく漁船および登録票の検認の手数料	同 <u>3,400</u>

免許漁業原簿（漁場図に限る。）の謄本または抄本の交付の手数料	
(9) 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿またはその付属書類の閲覧の請求の許可の手数料	1件につき <u>270</u>

別表第41 省略

別表第42

漁船法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査の手数料	円
ア 無動力漁船	1隻につき <u>5,000</u>
イ 動力漁船	
（ア） 総トン数が20トン未満のもの	同 <u>7,500</u>
（イ） 総トン数が20トン以上100トン未満のもの	同 <u>7,900</u>
（ウ） 総トン数が100トン以上のもの	同 <u>8,400</u>
(2) 漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付の手数料	同 <u>2,400</u>
(3) 漁船法第13条の規定に基づく漁船および登録票の検認の手数料	同 <u>3,600</u>

(4) 漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査の手数料	
ア 無動力漁船	同 <u>2,400</u>
イ 動力漁船	
(ア) 総トン数が20トン未満のもの	同 <u>3,400</u>
(イ) 総トン数が20トン以上100トン未満のもの	同 <u>3,700</u>
(ウ) 総トン数が100トン以上のもの	同 <u>3,900</u>
(5) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録 謄本の交付の手数料	用紙1枚につき <u>420</u>

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のも	<u>17,000円</u> （構造計算書の

(4) 漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査の手数料	
ア 無動力漁船	同 <u>2,500</u>
イ 動力漁船	
(ア) 総トン数が20トン未満のもの	同 <u>3,600</u>
(イ) 総トン数が20トン以上100トン未満のもの	同 <u>3,900</u>
(ウ) 総トン数が100トン以上のもの	同 <u>4,100</u>
(5) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録 謄本の交付の手数料	用紙1枚につき <u>440</u>

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のも	<u>18,000円</u> （構造計算書の

の	添付を要しないものにあ つては、14,000円)	の	添付を要しないものにあ つては、14,000円)
イ 床面積の合計が30平方メートルを超えるもの 0平方メートル以内のもの	26,000円（構造計算書の 添付を要しないものにあ つては、19,000円）	イ 床面積の合計が30平方メートルを超えるもの 0平方メートル以内のもの	27,000円（構造計算書の 添付を要しないものにあ つては、19,000円）
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超えるもの 00平方メートル以内のもの	39,000円（構造計算書の 添付を要しないものにあ つては、27,000円）	ウ 床面積の合計が100平方メートルを超えるもの 00平方メートル以内のもの	41,000円（構造計算書の 添付を要しないものにあ つては、27,000円）
エ 省略		エ 省略	
オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1,000平方メートル以内のもの	91,000円	オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1,000平方メートル以内のもの	96,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 2,000平方メートル以内のもの	140,000円	カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 2,000平方メートル以内のもの	150,000円
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 5,000平方メートル以内のもの	230,000円	キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 5,000平方メートル以内のもの	240,000円
ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 10,000平方メートル以内のもの	290,000円	ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 10,000平方メートル以内のもの	300,000円
ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの 50,000平方メートル以内のもの	450,000円	ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの 50,000平方メートル以内のもの	470,000円
コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	750,000円	コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	790,000円
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検		(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検	

査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>
(エ) 省略	
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>63,000円</u>
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>81,000円</u>
(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>140,000円</u>
(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>180,000円</u>
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>280,000円</u>
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	<u>530,000円</u>

査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>29,000円</u>
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>
(エ) 省略	
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>66,000円</u>
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>85,000円</u>
(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>150,000円</u>
(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>190,000円</u>
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>290,000円</u>
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	<u>560,000円</u>

<p>イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項もしくは第35条第8項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。（3）の項イにおいて同じ。）の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合</p>	<p>アに掲げる床面積の合計額に、次の（ア）から（ク）までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（ク）までに定める金額を加算した金額</p> <p>（ア） 床面積の合計 が300平方メートル未満のもの <u>9,200円</u></p> <p>（イ） 省略</p> <p>（ウ） 床面積の合計 が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>26,000円</u></p> <p>（エ） 床面積の合計 が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>アに掲げる床面積の合計額に、次の（ア）から（ク）までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（ク）までに定める金額を加算した金額</p> <p>（ア） 床面積の合計 が300平方メートル未満のもの <u>9,400円</u></p> <p>（イ） 省略</p> <p>（ウ） 床面積の合計 が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>27,000円</u></p> <p>（エ） 床面積の合計 が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>
---	--	--

	<p>一トル未満のもの <u>79,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計 が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>124,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計 が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>157,000円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計 が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの <u>196,000円</u></p> <p>(ク) 床面積の合計 が50,000平方メートル以上のもの <u>275,000円</u></p>	<p>一トル未満のもの <u>81,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計 が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>127,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計 が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>161,000円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計 が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの <u>201,000円</u></p> <p>(ク) 床面積の合計 が50,000平方メートル以上のもの <u>282,000円</u></p>
(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完		(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完

了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>24,000円</u>
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>29,000円</u>
(エ) 省略	
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>59,000円</u>
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>75,000円</u>
(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>130,000円</u>
(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>170,000円</u>
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>270,000円</u>
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	<u>520,000円</u>

了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>25,000円</u>
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>30,000円</u>
(エ) 省略	
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>62,000円</u>
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>79,000円</u>
(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>140,000円</u>
(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>180,000円</u>
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>280,000円</u>
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	<u>550,000円</u>

イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>23,000円</u>
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>
エ 省略	
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>57,000円</u>
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>73,000円</u>
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	<u>120,000円</u>

イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>24,000円</u>
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>
エ 省略	
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>60,000円</u>
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>77,000円</u>
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	<u>130,000円</u>

え5,000平方メートル以内のもの		え5,000平方メートル以内のもの	
ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル以内のもの	<u>160,000円</u>	ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル以内のもの	<u>170,000円</u>
ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超 え50,000平方メートル以内のもの	<u>260,000円</u>	ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超 え50,000平方メートル以内のもの	<u>270,000円</u>
コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超 えるもの	<u>470,000円</u>	コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超 えるもの	<u>490,000円</u>
(5) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号 または第18条第38項第1号もしくは第2号 (これらの規定を法第87条の4または第88条 第1項もしくは第2項において準用する場合 を含む。) の規定に基づく仮使用の認定の申 請に対する審査の手数料	<u>120,000円</u>	(5) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号 または第18条第38項第1号もしくは第2号 (これらの規定を法第87条の4または第88条 第1項もしくは第2項において準用する場合 を含む。) の規定に基づく仮使用の認定の申 請に対する審査の手数料	<u>130,000円</u>
(5)の2 法第43条第2項第1号の規定に基づく 建築の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(5)の2 法第43条第2項第1号の規定に基づく 建築の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(6) 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	<u>35,000円</u>	(6) 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	<u>37,000円</u>
(7) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	<u>35,000円</u>	(7) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	<u>37,000円</u>
(8) 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築 の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(8) 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築 の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(9) 法第44条第1項第4号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(9) 法第44条第1項第4号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>

(10) 法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(10) 法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(11) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料		(11) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	
ア イおよびウに掲げる場合以外の場合	<u>160,000円</u>	ア イおよびウに掲げる場合以外の場合	<u>170,000円</u>
イ 法第48条第16項第1号に該当する場合	<u>99,000円</u>	イ 法第48条第16項第1号に該当する場合	<u>100,000円</u>
ウ 法第48条第16項第2号に該当する場合	<u>130,000円</u>	ウ 法第48条第16項第2号に該当する場合	<u>140,000円</u>
(12) 法第51条ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(12) 法第51条ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(12)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(12)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>

(13) 法第52条第10項、第11項または第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(13) 法第52条第10項、第11項または第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(13)の 2 法第53条第 4 項または第 5 項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>35,000円</u>	(13)の 2 法第53条第 4 項または第 5 項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>37,000円</u>
(14) 法第53条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	<u>35,000円</u>	(14) 法第53条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	<u>37,000円</u>
(15) 法第53条の 2 第 1 項第 3 号または第 4 号 (法第57条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(15) 法第53条の 2 第 1 項第 3 号または第 4 号 (法第57条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(16) 法第55条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(16) 法第55条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(16)の 2 法第55条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(16)の 2 法第55条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(17) 法第55条第 4 項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(17) 法第55条第 4 項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(18) 法第56条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	<u>150,000円</u>	(18) 法第56条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	<u>160,000円</u>

の手数料		の手数料	
(19) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(19) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(19)の2 法第57条の2第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の申請に対する審査の手数料		(19)の2 法第57条の2第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の申請に対する審査の手数料	
ア 敷地の数が2である場合	<u>81,000円</u>	ア 敷地の数が2である場合	<u>85,000円</u>
イ 敷地の数が3以上である場合	<u>81,000円</u> に2を超える敷地の数に <u>26,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額	イ 敷地の数が3以上である場合	<u>85,000円</u> に2を超える敷地の数に <u>26,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額
(19)の3 法第57条の3第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査の手数料		(19)の3 法第57条の3第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査の手数料	
ア 指定に係る敷地の数が2である場合	<u>28,700円</u>	ア 指定に係る敷地の数が2である場合	<u>31,000円</u>
イ 指定に係る敷地の数が3以上である場合	<u>28,700円</u> に2を超える指定に係る敷地の数に <u>11,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額	イ 指定に係る敷地の数が3以上である場合	<u>31,000円</u> に2を超える指定に係る敷地の数に <u>12,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額
(19)の4 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(19)の4 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(19)の5 法第58条第2項の規定に基づく建築	<u>150,000円</u>	(19)の5 法第58条第2項の規定に基づく建築	<u>160,000円</u>

物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
(20) 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積または壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(20) 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積または壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(21) 法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(21) 法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(22) 法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(22) 法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(22)の2 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(22)の2 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(22)の2の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率もしくは壁面の位置または同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(22)の2の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率もしくは壁面の位置または同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(22)の2の3 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積	<u>150,000円</u>	(22)の2の3 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積	<u>160,000円</u>

または同条第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		または同条第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
(22)の3 法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積または同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(22)の3 法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積または同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(22)の4 法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さまたは構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(22)の4 法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さまたは構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(22)の5 法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置または同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(22)の5 法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置または同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(22)の6 法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(22)の6 法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(23) 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る	<u>30,000円</u>	(23) 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る	<u>32,000円</u>

認定の申請に対する審査の手数料		認定の申請に対する審査の手数料	
(24) 法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(24) 法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(24)の2 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(24)の2 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(25) 法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(25) 法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(25)の2 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(25)の2 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(26) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(26) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(27) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(27) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(28) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(28) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(29) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物	<u>30,000円</u>	(29) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物	<u>32,000円</u>

の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料		の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
(30) 法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(30) 法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(31) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	<u>130,000円</u>	(31) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	<u>140,000円</u>
(31)の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(31)の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(32) 法第86条第1項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料		(32) 法第86条第1項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物の数が1または2である場合	<u>81,000円</u>	ア 建築物の数が1または2である場合	<u>85,000円</u>
イ 建築物の数が3以上である場合	81,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ 建築物の数が3以上である場合	85,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(33) 法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料		(33) 法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物（建築等をするものに限る。以下	<u>81,000円</u>	ア 建築物（建築等をするものに限る。以下	<u>85,000円</u>

この項において同じ。) の数が 1 である場合		この項において同じ。) の数が 1 である場合	
イ 建築物の数が 2 以上である場合	81,000円に 1 を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ 建築物の数が 2 以上である場合	85,000円に 1 を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(34) 法第86条第3項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		(34) 法第86条第3項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物の数が 1 または 2 である場合	210,000円	ア 建築物の数が 1 または 2 である場合	220,000円
イ 建築物の数が 3 以上である場合	210,000円に 2 を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ 建築物の数が 3 以上である場合	220,000円に 2 を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(35) 法第86条第4項の規定に基づく 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		(35) 法第86条第4項の規定に基づく 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。) の数が 1 である場合	210,000円	ア 建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。) の数が 1 である場合	220,000円
イ 建築物の数が 2 以上である場合	210,000円に 1 を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した	イ 建築物の数が 2 以上である場合	220,000円に 1 を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した

	金額		金額
(36) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査の手数料		(36) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合	81,000円	ア 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合	85,000円
イ 建築物の数が2以上である場合	81,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ 建築物の数が2以上である場合	85,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(37) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		(37) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合	210,000円	ア 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合	220,000円
イ 建築物の数が2以上である場合	210,000円に1を超える	イ 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える

	建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	
(38) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査の手数料		
ア 建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合	<u>210,000円</u>	
イ 建築物の数が2以上である場合	<u>210,000円</u> に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	
(39) 法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査の手数料	<u>6,700円</u> に現に存する建築物の数に <u>11,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額	
(40) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	
	建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	
(38) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査の手数料		
ア 建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合	<u>220,000円</u>	
イ 建築物の数が2以上である場合	<u>220,000円</u> に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	
(39) 法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査の手数料	<u>7,000円</u> に現に存する建築物の数に <u>12,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額	
(40) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>	

(40)の2 法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(40)の2 法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(40)の3 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(40)の3 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(40)の4 法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>	(40)の4 法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	<u>32,000円</u>
(40)の5 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	<u>130,000円</u>	(40)の5 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	<u>140,000円</u>
(40)の6 法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>	(40)の6 法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	<u>160,000円</u>
(41) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料		(41) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料	
ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。)	1の建築設備につき <u>26,000円</u> (小荷物専用昇降機にあつては、 <u>11,000円</u>)	ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。)	1の建築設備につき <u>27,000円</u> (小荷物専用昇降機にあつては、 <u>12,000円</u>)
イ 確認を受け、または適合すると認められ	1の建築設備につき <u>1</u>	イ 確認を受け、または適合すると認められ	1の建築設備につき <u>1</u>

た建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	6,000円（小荷物専用昇降機にあつては、6,600円）	た建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	7,000円（小荷物専用昇降機にあつては、6,900円）
(42) (43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき 3 0,000円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）	(42) (43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき 3 0,000円（小荷物専用昇降機にあつては、18,000円）
(43) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の昇降機につき 29,0 00円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）	(43) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の昇降機につき 30,0 00円（小荷物専用昇降機にあつては、18,000円）
(44) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき 2 7,000円（小荷物専用昇降機にあつては、16,000円）	(44) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき 2 8,000円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）
(45) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請または法第88条第1項		(45) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請または法第88条第1項	

もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査の手数料		もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア 工作物を建築する場合（イに掲げる場合を除く。）	1の工作物につき <u>24,000円</u>	ア 工作物を建築する場合（イに掲げる場合を除く。）	1の工作物につき <u>25,000円</u>
イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を建築する場合	1の工作物につき <u>15,000円</u>	イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を建築する場合	1の工作物につき <u>16,000円</u>
(46) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の工作物につき <u>26,000円</u>	(46) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の工作物につき <u>27,000円</u>
(47) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の工作物につき <u>19,000円</u>	(47) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の工作物につき <u>20,000円</u>
(48) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第13条の2第2項または第3項の規定に基づく前面道路に係る認定の申請に対する審査の手	<u>30,000円</u>	(48) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第13条の2第2項または第3項の規定に基づく前面道路に係る認定の申請に対する審査の手	<u>32,000円</u>

数料	
(49) 政令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(50) 政令第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円

注 省略

別表第43の2

クリーニング業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料	円 1件につき <u>17,000</u>
(2) 法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	同 <u>540</u>
(3) 法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許の手数料	同 <u>6,200</u>
(4) 法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師の試験の手数料	同 <u>7,800</u>
(5) クリーニング業法施行令（昭和28年政	同 <u>3,400</u>

数料	
(49) 政令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000円
(50) 政令第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000円

注 省略

別表第43の2

クリーニング業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料	円 1件につき <u>17,800</u>
(2) 法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	同 <u>570</u>
(3) 法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許の手数料	同 <u>6,300</u>
(4) 法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師の試験の手数料	同 <u>8,200</u>
(5) クリーニング業法施行令（昭和28年政	同 <u>3,600</u>

令第233号) 第1条第2項の規定に基づくクリーニング師の免許証の訂正の手数料	
(6) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師の免許証の再交付の手数料	同 <u>3,800</u>

別表第43の2の2

家畜改良増殖法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下この表において「法」という。)第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>2,000</u>
(2) 法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の受講料	同 <u>31,700</u>
(3) 法第16条第2項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講料	同 <u>36,800</u>
(4) 法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査の手数料	同 <u>6,000</u>
(5) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号。以下この表において「政令」という。)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料	同 <u>810</u>
(6) 政令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料	同 <u>810</u>

令第233号) 第1条第2項の規定に基づくクリーニング師の免許証の訂正の手数料	
(6) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師の免許証の再交付の手数料	同 <u>3,900</u>

別表第43の2の2

家畜改良増殖法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下この表において「法」という。)第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>2,100</u>
(2) 法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の受講料	同 <u>33,300</u>
(3) 法第16条第2項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講料	同 <u>38,600</u>
(4) 法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査の手数料	同 <u>6,300</u>
(5) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号。以下この表において「政令」という。)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料	同 <u>820</u>
(6) 政令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料	同 <u>820</u>

再交付の手数料	
(7) 政令第9条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付の手数料	同 <u>1,800</u>
(8) 政令第10条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付の手数料	同 <u>1,800</u>
(9) 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付の手数料	同 <u>1,800</u>
(10) 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付の手数料	同 <u>1,800</u>

別表第43の3

採石法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>18,900</u>
(2) 採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 <u>8,700</u>
(3) 省略	
(4) 採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>61,000</u>

再交付の手数料	
(7) 政令第9条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付の手数料	同 <u>1,900</u>
(8) 政令第10条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付の手数料	同 <u>1,900</u>
(9) 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付の手数料	同 <u>1,900</u>
(10) 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付の手数料	同 <u>1,900</u>

別表第43の3

採石法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>19,800</u>
(2) 採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 <u>9,100</u>
(3) 省略	
(4) 採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>64,000</u>

(5) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>39,000</u>
(6) 採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の13の規定に基づく採石業務管理者試験合格証または採石業務管理者認定証の再交付の手数料	同 <u>580</u>

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) 法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の申請に対する審査の手数料	同 <u>14,700</u>
(3) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同 <u>10,200</u>
(4) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同 <u>6,400</u>
(5) 法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更の申請に対する審査の手数料	同 <u>5,100</u>

(5) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料	同 <u>41,000</u>
(6) 採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の13の規定に基づく採石業務管理者試験合格証または採石業務管理者認定証の再交付の手数料	同 <u>610</u>

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) 法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の申請に対する審査の手数料	同 <u>15,400</u>
(3) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同 <u>10,700</u>
(4) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同 <u>6,600</u>
(5) 法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更の申請に対する審査の手数料	同 <u>5,300</u>

(6) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この表において「政令」という。）第35条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の書換え交付の手数料	同 <u>2,400</u>
(7) 政令第36条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の再交付の手数料	同 <u>3,600</u>

別表第45

家畜伝染病予防法に基づく事務手数料

区分		金額
(1) 家畜伝染	牛	結核病検査（疑似患畜の再検査を除く。）
病予防法（昭和26年法律第166号。以下この表において「法」という。）第5条第1項または第31条第1項の規定に基づく		1頭1回につき 270円
		ブルセラ病検査（疑似患畜の再検査を除く。）
		1頭1回につき 290円
		トリコモナス検査
		1頭1回につき 260円
		肝てつ検査
		1頭1回につき 240円
		ヨーネ病検査（疑似患畜の再
		1頭1回につき 680円

(6) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この表において「政令」という。）第35条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の書換え交付の手数料	同 <u>2,500</u>
(7) 政令第36条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の再交付の手数料	同 <u>3,700</u>

別表第45

家畜伝染病予防法に基づく事務手数料

区分		金額
(1) 家畜伝染	牛	(削除)
病予防法（昭和26年法律第166号。以下この表において「法」という。）第5条第1項または第31条第1項の規定に基づく		(削除)
	ヨーネ病検査	1頭1回につき 690円
	(疑似患畜の再	

<p><u>く家畜の検査(法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予察するためのものに限り、牛に係る伝達性海綿状脳症検査を除く。)の手数料</u></p> <p>(2) 家畜に対する注射、薬基づき家畜防疫員が行う浴または投薬等の手数料</p>	検査を除く。)	
		牛海綿状脳症検査 1頭1回につき 4,500円
	馬	伝染性貧血検査 1頭1回につき 1,370円
	鶏	ひな白痢検査 1羽1回につき 40円
	蜜蜂	そ腐虫病検査 1蜂群1回につき 60円
	法第6条第1項の規定による注射、薬基づき家畜防疫員が行う浴または投薬等の手数料	1頭1回につき 200円
	法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師または知事の登録を受けた飼養衛生	1頭1回につき 50円

<p><u>く家畜の検査(法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限り、牛に係る伝達性海綿状脳症検査を除く。)の手数料</u></p> <p>(2) 家畜に対する注射、薬基づき家畜防疫員が行う浴または投薬等の手数料</p>	検査を除く。)	
		牛海綿状脳症検査 1頭1回につき 4,700円
	(削除)	
	鶏	家きんサルモネラ症検査(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第1条に規定する病原体による家きんサルモネラ症に係る検査に限る。)
	蜜蜂	そ腐虫病検査 1蜂群1回につき 60円
	法第6条第1項の規定による注射、薬基づき家畜防疫員が行う浴または投薬等の手数料	1頭1回につき 210円
	法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師または知事の登録を受けた飼養衛生	1頭1回につき 50円

管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料		管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料	
(3) 法第8条（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（法第4条の2第3項の規定による検査および法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴または投薬を行った旨の証明書の交付の手数料	1件につき 740円（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記様式第10号の証明手帳に記入して証明する場合は、330円）	(3) 法第8条（法第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（法第4条の2第3項の規定による検査および法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴または投薬を行った旨の証明書の交付の手数料	1件につき 780円（家畜伝染病予防法施行規則別記様式第10号の証明手帳に記入して証明する場合は、340円）

別表第46・別表第47 省略

別表第48

覚醒剤取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 3,700
(2) 法第3条第1項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査の手数料	同 3,700
(3)～(5) 省略	

別表第46・別表第47 省略

別表第48

覚醒剤取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 3,800
(2) 法第3条第1項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査の手数料	同 3,800
(3)～(5) 省略	

(6) 法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査の手数料	同 <u>11,700</u>
(7) 省略	

別表第49 省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(9) 省略	
(10) 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第1号）第8条第1項の規定に基づく申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の手数料	同 <u>530</u>
(11) 宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	同 <u>530</u>
(12) 宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	同 <u>530</u>
(13) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和48年法務省・建設省令第2号）第5条第1号の規定に基づく宅地建物取引業	同 <u>530</u>

(6) 法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査の手数料	同 <u>11,800</u>
(7) 省略	

別表第49 省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(9) 省略	
(10) 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第1号）第8条第1項の規定に基づく申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の手数料	同 <u>560</u>
(11) 宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	同 <u>560</u>
(12) 宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	同 <u>560</u>
(13) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和48年法務省・建設省令第2号）第5条第1号の規定に基づく宅地建物取引業	同 <u>560</u>

保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	
(14) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証 金規則第5条第2号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	同 <u>530</u>

別表第51

麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料	円
ア 麻薬卸売業者の免許の申請に係る審査	1件につき <u>14,600</u>
イ 麻薬小売業者の免許の申請に係る審査	同 <u>3,900</u>
ウ 麻薬施用者の免許の申請に係る審査	同 <u>3,900</u>
エ 麻薬管理者の免許の申請に係る審査	同 <u>3,900</u>
オ 麻薬研究者の免許の申請に係る審査	同 <u>3,900</u>
(2) 法第10条第1項（法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。）の規定に基づく免許証または登録証の再交付の手数料	同 <u>2,700</u>

保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	
(14) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証 金規則第5条第2号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	同 <u>560</u>

別表第51

麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料	円
ア 麻薬卸売業者の免許の申請に係る審査	1件につき <u>14,800</u>
イ 麻薬小売業者の免許の申請に係る審査	同 <u>4,100</u>
ウ 麻薬施用者の免許の申請に係る審査	同 <u>4,100</u>
エ 麻薬管理者の免許の申請に係る審査	同 <u>4,100</u>
オ 麻薬研究者の免許の申請に係る審査	同 <u>4,100</u>
(2) 法第10条第1項（法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。）の規定に基づく免許証または登録証の再交付の手数料	同 <u>2,800</u>

(3) 法第50条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料	
ア 省略	
イ 向精神薬小売業者の免許の申請に係る審査	同 <u>4,000</u>
ウ 向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に係る審査	同 <u>4,000</u>

別表第52

租税特別措置法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イもしくは第63条第3項第5号イもしくは第68条の69第3項第5号イまたは第31条の2第2項第14号ハもしくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	円
ア・イ 省略	
ウ 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	同 <u>250,000</u>
エ 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3	同 <u>370,000</u>

(3) 法第50条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料	
ア 省略	
イ 向精神薬小売業者の免許の申請に係る審査	同 <u>4,100</u>
ウ 向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に係る審査	同 <u>4,100</u>

別表第52

租税特別措置法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イもしくは第63条第3項第5号イもしくは第68条の69第3項第5号イまたは第31条の2第2項第14号ハもしくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	円
ア・イ 省略	
ウ 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	同 <u>260,000</u>
エ 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3	同 <u>390,000</u>

ヘクタール未満の場合	
オ 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満の場合	同 <u>480,000</u>
カ 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10 ヘクタール未満の場合	同 <u>630,000</u>
キ 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の 場合	同 <u>830,000</u>
(2) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号 もしくは第63条第3項第6号もしくは第68 条の69第3項第6号または第31条の2第2 項第15号ニもしくは第62条の3第4項第15 号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の 供給に寄与するものであることについての 認定の申請に対する審査の手数料	
ア 省略	
イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メー トルを超える500平方メートル以下の場合	同 <u>7,500</u>
ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メー トルを超える2,000平方メートル以下の場合	同 <u>11,000</u>
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メ ートルを超える10,000平方メートル以下の 場合	同 <u>35,000</u>
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方	同 <u>43,000</u>

ヘクタール未満の場合	
オ 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満の場合	同 <u>500,000</u>
カ 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10 ヘクタール未満の場合	同 <u>650,000</u>
キ 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の 場合	同 <u>860,000</u>
(2) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号 もしくは第63条第3項第6号もしくは第68 条の69第3項第6号または第31条の2第2 項第15号ニもしくは第62条の3第4項第15 号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の 供給に寄与するものであることについての 認定の申請に対する審査の手数料	
ア 省略	
イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メー トルを超える500平方メートル以下の場合	同 <u>7,800</u>
ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メー トルを超える2,000平方メートル以下の場合	同 <u>12,000</u>
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メ ートルを超える10,000平方メートル以下の 場合	同 <u>36,000</u>
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方	同 <u>45,000</u>

メートルを超える場合		メートルを超える場合	
カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	同 <u>58,000</u>	カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	同 <u>60,000</u>
(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧租税特別措置法」という。)第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料		(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧租税特別措置法」という。)第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	
ア 省略		ア 省略	
イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超える場合	同 <u>7,500</u>	イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超える場合	同 <u>7,800</u>

ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超える場合	同 <u>11,000</u>
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合	同 <u>35,000</u>
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超える場合	同 <u>43,000</u>
カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	同 <u>58,000</u>
(4)・(5) 省略	

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査の手数料	<u>29,000円</u>
(2) 法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査の手数料	<u>10,500円</u>

ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超える場合	同 <u>12,000</u>
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合	同 <u>36,000</u>
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超える場合	同 <u>45,000</u>
カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	同 <u>60,000</u>
(4)・(5) 省略	

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査の手数料	<u>30,000円</u>
(2) 法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査の手数料	<u>10,800円</u>

(2)の2 法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料	<u>10,500円</u>	(2)の2 法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料	<u>10,600円</u>
(2)の3 法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料	<u>10,500円</u>	(2)の3 法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料	<u>10,600円</u>
(2)の4 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料	<u>10,500円</u>	(2)の4 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料	<u>10,600円</u>
(2)の5 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料	<u>10,500円</u>	(2)の5 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料	<u>10,600円</u>
(3) 法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料		(3) 法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 店舗販売業の許可の申請に係る審査	<u>29,000円</u>	ア 店舗販売業の許可の申請に係る審査	<u>30,000円</u>
イ 配置販売業の許可の申請に係る審査	<u>29,000円</u>	イ 配置販売業の許可の申請に係る審査	<u>30,000円</u>
ウ 卸売販売業の許可の申請に係る審査	<u>29,000円</u>	ウ 卸売販売業の許可の申請に係る審査	<u>30,000円</u>
エ 動物用医薬品販売業の許可に係る審査	<u>29,500円</u>	エ 動物用医薬品販売業の許可に係る審査	<u>29,800円</u>
(4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料		(4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,500円</u>	ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,800円</u>

イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,500円</u>	イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,800円</u>
ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,500円</u>	ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,800円</u>
エ 動物用医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,400円</u>	エ 動物用医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,700円</u>
オ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,500円</u>	オ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査	<u>10,800円</u>
カ 省略		カ 省略	
(5) 省略		(5) 省略	
(6) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者またはその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付の手数料		(6) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者またはその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付の手数料	
ア 新たに交付を受けようとする場合	<u>7,100円</u>	ア 新たに交付を受けようとする場合	<u>7,500円</u>
イ 省略		イ 省略	
(7) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者またはその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付の手数料	<u>2,100円</u>	(7) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者またはその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付の手数料	<u>2,200円</u>
(8) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者またはその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付の手数料	<u>3,000円</u>	(8) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者またはその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付の手数料	<u>3,200円</u>
(8)の2 法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含	<u>7,500円</u>	(8)の2 法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含	<u>7,600円</u>

む。) の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料		む。) の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	
(8)の3 法第36条の8第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料	2,100円	(8)の3 法第36条の8第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料	2,200円
(8)の4 法第36条の8第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料	3,000円	(8)の4 法第36条の8第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料	3,200円
(9) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の申請に対する審査の手数料	29,000円	(9) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の申請に対する審査の手数料	30,000円
(10) 法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円	(10) 法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,800円
(10)の2 法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料	29,000円	(10)の2 法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料	30,000円
(10)の3 法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円	(10)の3 法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,800円
(10)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及	2,100円	(10)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及	2,200円

び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この表において「政令」という。）第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付の手数料		び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この表において「政令」という。）第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付の手数料	
(10)の5 政令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付の手数料	3,000円	(10)の5 政令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付の手数料	3,200円
(10)の6 政令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付の手数料	2,100円	(10)の6 政令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付の手数料	2,200円
(10)の7 政令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の手数料	3,000円	(10)の7 政令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の手数料	3,200円
(11) 政令第5条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品（政令第3条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売業の許可証の書換え交付の手数料	2,100円	(11) 政令第5条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品（政令第3条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売業の許可証の書換え交付の手数料	2,200円
(11)の2 政令第5条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付の手数料	2,100円	(11)の2 政令第5条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付の手数料	2,200円
(12) 政令第6条第5項の規定により読み替えて	3,000円	(12) 政令第6条第5項の規定により読み替えて	3,200円

適用される同条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付の手数料		適用される同条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付の手数料	
(12)の2 政令第6条第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造販売業の許可証の再交付の手数料	<u>3,000円</u>	(12)の2 政令第6条第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造販売業の許可証の再交付の手数料	<u>3,200円</u>
(13) 政令第12条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付の手数料	<u>2,100円</u>	(13) 政令第12条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付の手数料	<u>2,200円</u>
(13)の2 政令第12条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造業の許可証の書換え交付の手数料	<u>2,100円</u>	(13)の2 政令第12条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造業の許可証の書換え交付の手数料	<u>2,200円</u>
(14) 政令第13条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付の手数料	<u>3,000円</u>	(14) 政令第13条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付の手数料	<u>3,200円</u>
(14)の2 政令第13条第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造業の許可証の再交付の手数料	<u>3,000円</u>	(14)の2 政令第13条第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造業の許可証の再交付の手数料	<u>3,200円</u>

(14)の2の2 政令第16条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管（法第13条の2の2第1項に規定する保管をいう。（19）の項を除き、以下この表において同じ。）のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付の手数料	<u>2,100円</u>	(14)の2の2 政令第16条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管（法第13条の2の2第1項に規定する保管をいう。（19）の項を除き、以下この表において同じ。）のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付の手数料	<u>2,200円</u>
(14)の2の3 政令第16条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付の手数料	<u>3,000円</u>	(14)の2の3 政令第16条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付の手数料	<u>3,200円</u>
(14)の2の4 政令 <u>第26条の6</u> 第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の書換え交付の手数料	<u>2,100円</u>	(14)の2の4 政令 <u>第26条の4</u> 第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の書換え交付の手数料	<u>2,200円</u>
(14)の2の5 政令 <u>第26条の7</u> 第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の再交付の手数料	<u>3,000円</u>	(14)の2の5 政令 <u>第26条の5</u> 第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の再交付の手数料	<u>3,200円</u>
(14)の3 政令第37条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器または体外診断用医薬品の製造販	<u>2,100円</u>	(14)の3 政令第37条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器または体外診断用医薬品の製造販	<u>2,200円</u>

売業の許可証の書換え交付の手数料		売業の許可証の書換え交付の手数料	
(14)の4 政令第37条の3第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器または体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付の手数料	3,000円	(14)の4 政令第37条の3第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器または体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付の手数料	3,200円
(14)の5 政令第37条の9第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器または体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付の手数料	2,100円	(14)の5 政令第37条の9第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器または体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付の手数料	2,200円
(14)の6 政令第37条の10第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器または体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付の手数料	3,000円	(14)の6 政令第37条の10第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器または体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付の手数料	3,200円
(14)の7 政令第43条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付の手数料	2,100円	(14)の7 政令第43条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付の手数料	2,200円
(14)の8 政令第43条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付の手数料	3,000円	(14)の8 政令第43条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付の手数料	3,200円
(15) 政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業もしくは	2,100円	(15) 政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業もしくは	2,200円

貸与業または再生医療等製品の販売業の許可証 ((16)の項において単に「許可証」という。) の書換え交付の手数料		貸与業または再生医療等製品の販売業の許可証 ((16)の項において単に「許可証」という。) の書換え交付の手数料	
(16) 政令第46条第1項の規定に基づく許可証の再交付の手数料	<u>3,000円</u>	(16) 政令第46条第1項の規定に基づく許可証の再交付の手数料	<u>3,200円</u>
(16)の2 政令第55条において準用する政令第37条の9第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の書換え交付の手数料	<u>2,100円</u>	(16)の2 政令第55条において準用する政令第37条の9第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の書換え交付の手数料	<u>2,200円</u>
(16)の3 政令第55条において準用する政令第37条の10第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の再交付の手数料	<u>3,000円</u>	(16)の3 政令第55条において準用する政令第37条の10第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の再交付の手数料	<u>3,200円</u>
(17) 政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料		(17) 政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 第一種医薬品製造販売業許可である場合 (ウに掲げる場合を除く。)	<u>150,000円</u>	ア 第一種医薬品製造販売業許可である場合 (ウに掲げる場合を除く。)	<u>153,600円</u>
イ 第二種医薬品製造販売業許可である場合 (ウに掲げる場合を除く。)	<u>131,900円</u>	イ 第二種医薬品製造販売業許可である場合 (ウに掲げる場合を除く。)	<u>135,100円</u>
ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可である場合	<u>6,300円</u>	ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可である場合	<u>6,500円</u>

エ 医薬部外品製造販売業許可である場合（オに掲げる場合を除く。）	<u>131,000円</u>	エ 医薬部外品製造販売業許可である場合（オに掲げる場合を除く。）	<u>134,100円</u>
オ 特別審査対象外医薬部外品（政令第20条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売に係る許可である場合	<u>58,900円</u>	オ 特別審査対象外医薬部外品（政令第20条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売に係る許可である場合	<u>59,100円</u>
カ 化粧品製造販売業許可である場合	<u>58,900円</u>	カ 化粧品製造販売業許可である場合	<u>59,100円</u>
(18) 政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料		(18) 政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア 第一種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。）	<u>138,200円</u>	ア 第一種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。）	<u>141,500円</u>
イ 第二種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。）	<u>114,900円</u>	イ 第二種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。）	<u>117,700円</u>
ウ 省略		ウ 省略	
エ 医薬部外品製造販売業許可の更新である場合（オに掲げる場合を除く。）	<u>115,600円</u>	エ 医薬部外品製造販売業許可の更新である場合（オに掲げる場合を除く。）	<u>115,800円</u>
オ 特別審査対象外医薬部外品の製造販売に係る許可の更新である場合	<u>47,100円</u>	オ 特別審査対象外医薬部外品の製造販売に係る許可の更新である場合	<u>48,400円</u>
カ 化粧品製造販売業許可の更新である場合	<u>47,100円</u>	カ 化粧品製造販売業許可の更新である場合	<u>48,400円</u>
(19) 政令第80条第1項第2号または第2項第3		(19) 政令第80条第1項第2号または第2項第3	

号の規定に基づく法第13条第1項に規定する 製造業の許可の申請に対する審査の手数料		3号の規定に基づく法第13条第1項に規定す る製造業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 無菌医薬品（医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施 行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この 表において「規則」という。）第25条第1項 第3号に規定する無菌医薬品をいう。以下こ の表において同じ。）の製造業に係る許可で ある場合（エに掲げる場合を除く。）	90,000円	ア 無菌医薬品（医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施 行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この 表において「規則」という。）第25条第1項 第3号に規定する無菌医薬品をいう。以下こ の表において同じ。）の製造業に係る許可で ある場合（エに掲げる場合を除く。）	92,200円
イ 一般医薬品（規則第25条第1項第1号から 第3号までに掲げる医薬品以外の医薬品を いう。以下この表において同じ。）の製造業 に係る許可である場合（ウおよびエに掲げる 場合を除く。）	85,800円	イ 一般医薬品（規則第25条第1項第1号から 第3号までに掲げる医薬品以外の医薬品を いう。以下この表において同じ。）の製造業 に係る許可である場合（ウおよびエに掲げる 場合を除く。）	86,500円
ウ・エ 省略		ウ・エ 省略	
オ 無菌医薬部外品（規則第25条第2項第1号 に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この 表において同じ。）の製造業に係る許可であ る場合（キに掲げる場合を除く。）	85,500円	オ 無菌医薬部外品（規則第25条第2項第1号 に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この 表において同じ。）の製造業に係る許可であ る場合（キに掲げる場合を除く。）	87,500円
カ～ケ 省略		カ～ケ 省略	
(20) 政令第80条第1項第2号または第2項第3 号の規定に基づく法第13条第1項に規定する 製造業の許可の更新の申請に対する審査の手		(20) 政令第80条第1項第2号または第2項第 3号の規定に基づく法第13条第1項に規定す る製造業の許可の更新の申請に対する審査の	

数料	
ア 無菌医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（エに掲げる場合を除く。）	<u>51,100円</u>
イ 一般医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。）	<u>48,500円</u>
ウ 薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可の更新である場合	<u>5,700円</u>
エ 医薬品包装等製造業に係る許可の更新である場合	<u>24,200円</u>
オ 無菌医薬部外品の製造業に係る許可の更新である場合（キに掲げる場合を除く。）	<u>48,100円</u>
カ 省略	
キ 医薬部外品包装等製造業に係る許可の更新である場合	<u>23,900円</u>
ク 省略	
ケ 化粧品包装等製造業に係る許可の更新である場合	<u>23,900円</u>
(21) 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条第8項に規定する許可の区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料	

手数料	
ア 無菌医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（エに掲げる場合を除く。）	<u>52,400円</u>
イ 一般医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。）	<u>49,700円</u>
ウ 薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可の更新である場合	<u>5,800円</u>
エ 医薬品包装等製造業に係る許可の更新である場合	<u>24,900円</u>
オ 無菌医薬部外品の製造業に係る許可の更新である場合（キに掲げる場合を除く。）	<u>49,400円</u>
カ 省略	
キ 医薬部外品包装等製造業に係る許可の更新である場合	<u>24,500円</u>
ク 省略	
ケ 化粧品包装等製造業に係る許可の更新である場合	<u>24,500円</u>
(21) 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条第8項に規定する許可の区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料	

ア 変更後の区分または追加する区分が無菌医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。）	<u>81,200円</u>	ア 変更後の区分または追加する区分が無菌医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。）	<u>83,200円</u>
イ 変更後の区分または追加する区分が一般医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。）	<u>77,000円</u>	イ 変更後の区分または追加する区分が一般医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。）	<u>79,000円</u>
ウ 変更後の区分または追加する区分が医薬品包装等製造業である場合	<u>41,300円</u>	ウ 変更後の区分または追加する区分が医薬品包装等製造業である場合	<u>42,300円</u>
エ 変更後の区分または追加する区分が無菌医薬部外品の製造業である場合（カに掲げる場合を除く。）	<u>77,300円</u>	エ 変更後の区分または追加する区分が無菌医薬部外品の製造業である場合（カに掲げる場合を除く。）	<u>79,200円</u>
オ 変更後の区分または追加する区分が一般医薬部外品の製造業である場合（カに掲げる場合を除く。）	<u>35,700円</u>	オ 変更後の区分または追加する区分が一般医薬部外品の製造業である場合（カに掲げる場合を除く。）	<u>36,600円</u>
カ 変更後の区分または追加する区分が医薬部外品包装等製造業である場合	<u>30,800円</u>	カ 変更後の区分または追加する区分が医薬部外品包装等製造業である場合	<u>31,600円</u>
キ 変更後の区分が化粧品の製造業である場合（クに掲げる場合を除く。）	<u>35,700円</u>	キ 変更後の区分が化粧品の製造業である場合（クに掲げる場合を除く。）	<u>36,600円</u>
ク 変更後の区分が化粧品包装等製造業である場合	<u>30,800円</u>	ク 変更後の区分が化粧品包装等製造業である場合	<u>31,600円</u>
(21)の2 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審		(21)の2 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審	

査の手数料	
ア 医薬品の製造所に係る登録である場合	38,000円
イ 医薬部外品の製造所に係る登録である場合	26,800円
ウ 化粧品の製造所に係る登録である場合	26,800円
(21)の3 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料	
ア 医薬品の製造所に係る登録の更新である場合	20,300円
イ 医薬部外品の製造所に係る登録の更新である場合	20,300円
ウ 化粧品の製造所に係る登録の更新である場合	20,300円
(22) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第1項に規定する製造販売の承認の申請に対する審査の手数料	
ア 医薬品に係る承認である場合(イに掲げる場合を除く。)	69,700円
イ 省略	
ウ 医薬部外品に係る承認である場合	34,000円

査の手数料	
ア 医薬品の製造所に係る登録である場合	39,800円
イ 医薬部外品の製造所に係る登録である場合	28,100円
ウ 化粧品の製造所に係る登録である場合	28,100円
(21)の3 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料	
ア 医薬品の製造所に係る登録の更新である場合	21,300円
イ 医薬部外品の製造所に係る登録の更新である場合	21,300円
ウ 化粧品の製造所に係る登録の更新である場合	21,300円
(22) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第1項に規定する製造販売の承認の申請に対する審査の手数料	
ア 医薬品に係る承認である場合(イに掲げる場合を除く。)	70,900円
イ 省略	
ウ 医薬部外品に係る承認である場合	34,300円

(23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第15項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料	
ア 医薬品に係る承認である場合(イに掲げる場合を除く。)	<u>30,100円</u>
イ・ウ 省略	
(24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料	
ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合	
(ア)～(エ) 省略	
(オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき ((キ)または(ク)に掲げるときを除く。)	<u>48,800円</u>
(カ) 省略	
(キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者 ((ク)に規定する者を除く。以下この表において同じ。)の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	<u>13,400円</u>
(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の	<u>13,400円</u>

(23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第15項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料	
ア 医薬品に係る承認である場合(イに掲げる場合を除く。)	<u>30,300円</u>
イ・ウ 省略	
(24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料	
ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合	
(ア)～(エ) 省略	
(オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき ((キ)または(ク)に掲げるときを除く。)	<u>50,700円</u>
(カ) 省略	
(キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者 ((ク)に規定する者を除く。以下この表において同じ。)の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	<u>14,100円</u>
(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の	<u>14,100円</u>

2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合 (ア) 省略 (イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。 (25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第7項または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る5年ごとの調査の手数料 ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合 (ア)～(エ) 省略 (オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき 104,100円と2,100円に ((キ)または(ク)に掲げるときを除く。) 調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 (カ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき 73,000円と1,000円に調 ((キ)または(ク)に掲げるときを除く。) 査する品目数を乗じて得た金額との合計額 (キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当 39,300円と300円に調査		2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合 (ア) 省略 (イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。 (25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第7項または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る5年ごとの調査の手数料 ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合 (ア)～(エ) 省略 (オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき 105,200円と2,100円に ((キ)または(ク)に掲げるときを除く。) 調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 (カ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき 73,100円と1,050円に調 ((キ)または(ク)に掲げるときを除く。) 査する品目数を乗じて得た金額との合計額 (キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当 41,100円と300円に調査
--	--	--

該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	する品目数を乗じて得た金額との合計額	該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	する品目数を乗じて得た金額との合計額
(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額	(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	41,100円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額
イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合		イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合	
(ア) 省略		(ア) 省略	
(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額	(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。	41,100円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額
(25)の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の2第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認（以下この項において「確認」という。）の手数料		(25)の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の2第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認（以下この項において「確認」という。）の手数料	
ア～ウ 省略		ア～ウ 省略	
エ 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品の製造工程である場合（力に掲げる場合を除く。）		エ 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品の製造工程である場合（力に掲げる場合を除く。）	
(ア) 製造工程区分省令第2条第3号イに掲げる区分であるとき。	104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じ	(ア) 製造工程区分省令第2条第3号イに掲げる区分であるとき。	105,200円と2,100円に調査する品目数を乗じ

	て得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額		て得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(イ) 製造工程区分省令第2条第3号ロに掲げる区分であるとき。	104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額	(イ) 製造工程区分省令第2条第3号ロに掲げる区分であるとき。	105,200円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(ウ) 製造工程区分省令第2条第3号ハに掲げる区分であるとき。	104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額	(ウ) 製造工程区分省令第2条第3号ハに掲げる区分であるとき。	105,200円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
オ 確認に係る製造工程が一般医薬部外品の製造工程である場合（力に掲げる場合を除く。）		オ 確認に係る製造工程が一般医薬部外品の製造工程である場合（力に掲げる場合を除く。）	
(ア) 製造工程区分省令第2条第4号イに掲げる区分であるとき。	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販	(ア) 製造工程区分省令第2条第4号イに掲げる区分であるとき。	73,100円と1,050円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販

	売業者数を乗じて得た 金額との合計額		売業者数を乗じて得た 金額との合計額
(イ) 製造工程区分省令第2条第4号ロに掲 げる区分であるとき。	73,000円と <u>1,000円</u> に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た 金額との合計額	(イ) 製造工程区分省令第2条第4号ロに掲 げる区分であるとき。	73,100円と <u>1,050円</u> に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た 金額との合計額
(ウ) 製造工程区分省令第2条第4号ハに掲 げる区分であるとき。	73,000円と <u>1,000円</u> に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た 金額との合計額	(ウ) 製造工程区分省令第2条第4号ハに掲 げる区分であるとき。	73,100円と <u>1,050円</u> に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た 金額との合計額
(エ) 製造工程区分省令第2条第4号ニに掲 げる区分であるとき。	73,000円と <u>1,000円</u> に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た 金額との合計額	(エ) 製造工程区分省令第2条第4号ニに掲 げる区分であるとき。	73,100円と <u>1,050円</u> に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た 金額との合計額
(オ) 製造工程区分省令第2条第4号ホに掲 げる区分であるとき。	73,000円と <u>1,000円</u> に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に	(オ) 製造工程区分省令第2条第4号ホに掲 げる区分であるとき。	73,100円と <u>1,050円</u> に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に

	調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額		調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(カ) 製造工程区分省令第2条第4号に掲げる区分であるとき。	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額	(カ) 製造工程区分省令第2条第4号に掲げる区分であるとき。	73,100円と1,050円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
力 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品または一般医薬部外品の製造工程である場合		力 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品または一般医薬部外品の製造工程である場合	
(ア) 製造工程区分省令第2条第5号に掲げる区分であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額	(ア) 製造工程区分省令第2条第5号に掲げる区分であるとき。	41,100円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(イ) 製造工程区分省令第2条第6号に掲げる区分であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額	(イ) 製造工程区分省令第2条第6号に掲げる区分であるとき。	41,100円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(25)の2の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の7の2第3項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認（以下この項において「確認」という。）の手数料		(25)の2の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の7の2第3項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認（以下この項において「確認」という。）の手数料	
ア 確認に係る調査が製造所において行う製造管理または品質管理に係るものである場合		ア 確認に係る調査が製造所において行う製造管理または品質管理に係るものである場合	
(ア)～(エ) 省略		(ア)～(エ) 省略	
(オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき ((キ) または(ク)に掲げるときを除く。)	<u>48,800円</u>	(オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき ((キ) または(ク)に掲げるときを除く。)	<u>50,700円</u>
(カ) 省略		(カ) 省略	
(キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	<u>13,400円</u>	(キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	<u>14,100円</u>
(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬部外品または一般医薬部外品に係る調査であるとき。	<u>13,400円</u>	(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬部外品または一般医薬部外品に係る調査であるとき。	<u>14,100円</u>
イ 確認に係る調査が製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係るものである場合		イ 確認に係る調査が製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係るものである場合	
(ア) 省略		(ア) 省略	
(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であ	<u>13,400円</u>	(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であ	<u>14,100円</u>

るとき。	
(25)の2の3 政令第80条第3項第1号の規定に基づく法第23条の2第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 第一種医療機器製造販売業許可である場合	<u>150,000円</u>
イ 第二種医療機器製造販売業許可である場合	<u>131,000円</u>
ウ 第三種医療機器製造販売業許可である場合	<u>95,000円</u>
エ 体外診断用医薬品製造販売業許可である場合	<u>131,000円</u>
(25)の3 政令第80条第3項第1号の規定に基づく法第23条の2第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア 第一種医療機器製造販売業許可の更新である場合	<u>138,200円</u>
イ 第二種医療機器製造販売業許可の更新である場合	<u>115,600円</u>
ウ 第三種医療機器製造販売業許可の更新である場合	<u>70,100円</u>
エ 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新である場合	<u>115,600円</u>

るとき。	
(25)の2の3 政令第80条第3項第1号の規定に基づく法第23条の2第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 第一種医療機器製造販売業許可である場合	<u>153,600円</u>
イ 第二種医療機器製造販売業許可である場合	<u>134,100円</u>
ウ 第三種医療機器製造販売業許可である場合	<u>97,200円</u>
エ 体外診断用医薬品製造販売業許可である場合	<u>134,100円</u>
(25)の3 政令第80条第3項第1号の規定に基づく法第23条の2第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア 第一種医療機器製造販売業許可の更新である場合	<u>141,500円</u>
イ 第二種医療機器製造販売業許可の更新である場合	<u>115,800円</u>
ウ 第三種医療機器製造販売業許可の更新である場合	<u>71,800円</u>
エ 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新である場合	<u>115,800円</u>

(25)の4 省略	
(25)の5 政令第80条第3項第3号の規定に基づく法第23条の2の3第1項に規定する製造業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	<u>20,300円</u>
(26) 政令第80条第3項第4号の規定に基づく法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査の手数料	<u>69,100円</u>
(27)・(28) 省略	
(29) 政令第80条第4項第1号の規定に基づく法第23条の20第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料	<u>150,000円</u>
(30) 政令第80条第4項第1号の規定に基づく法第23条の20第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	<u>138,200円</u>

注 省略

別表第54

旧宅地造成等規制法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律</u> <u>(令和4年法律第55号)</u> 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法	

(25)の4 省略	
(25)の5 政令第80条第3項第3号の規定に基づく法第23条の2の3第1項に規定する製造業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	<u>21,300円</u>
(26) 政令第80条第3項第4号の規定に基づく法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査の手数料	<u>70,800円</u>
(27)・(28) 省略	
(29) 政令第80条第4項第1号の規定に基づく法第23条の20第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料	<u>153,600円</u>
(30) 政令第80条第4項第1号の規定に基づく法第23条の20第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	<u>141,500円</u>

注 省略

別表第54

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> （昭和36年法律第191号。以下この表において「法」という。） <u>第12条第1項</u> の規定に基づく宅地造成もしくは特定盛土等に関する工事の	

<p>(昭和36年法律第191号) (以下この表において「旧法」という。) 第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 切土または盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 切土または盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ 切土または盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>エ 切土または盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(新設)</p> <p>オ 切土または盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超えるもの</p> <p>カ 切土または盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超えるもの</p>		9,500円	許可または法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料	
		17,000円	ア 盛土または切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	12,000円
		26,000円	イ 盛土または切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの	24,000円
		39,000円	ウ 盛土または切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの	35,000円
		55,000円	エ 盛土または切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの	54,000円
		86,000円	オ 盛土または切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超えるもの	66,000円
			カ 盛土または切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超えるもの	90,000円
			キ 盛土または切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超えるもの	145,000円

一トル以内のもの		一トル以内のもの	
<u>キ</u> 切土または盛土をする土地の面積が2 0,000平方メートルを超えるもの	<u>130,000円</u>	<u>ク</u> 盛土または切土をする土地の面積が2 0,000平方メートルを超えるもの	<u>223,000円</u>
一トル以内のもの		一トル以内のもの	
<u>ク</u> 切土または盛土をする土地の面積が4 0,000平方メートルを超えるもの	<u>210,000円</u>	<u>ケ</u> 盛土または切土をする土地の面積が4 0,000平方メートルを超えるもの	<u>350,000円</u>
一トル以内のもの		一トル以内のもの	
<u>ケ</u> 切土または盛土をする土地の面積が7 0,000平方メートルを超えるもの	<u>280,000円</u>	<u>コ</u> 盛土または切土をする土地の面積が7 0,000平方メートルを超えるもの	<u>494,000円</u>
一トル以内のもの		一トル以内のもの	
<u>コ</u> 切土または盛土をする土地の面積が10 0,000平方メートルを超えるもの	<u>340,000円</u>	<u>サ</u> 盛土または切土をする土地の面積が10 0,000平方メートルを超えるもの	<u>639,000円</u>
(新設)		(2) 法第12条第1項または第30条第1項の規 定に基づく土石の堆積に関する工事の許可 の申請に対する審査の手数料	
		<u>ア</u> 土石の堆積を行う土地の面積が500平 方メートル以内のもの	<u>11,000円</u>
		<u>イ</u> 土石の堆積を行う土地の面積が500平 方メートルを超えるもの	<u>14,000円</u>
		<u>ウ</u> 土石の堆積を行う土地の面積が1,000 平方メートルを超えるもの	<u>16,000円</u>

	<u>エ 土石の堆積を行う土地の面積が2,000 平方メートルを超えるもの</u>	20,000円
	<u>オ 土石の堆積を行う土地の面積が3,000 平方メートルを超えるもの</u>	28,000円
	<u>カ 土石の堆積を行う土地の面積が5,000 平方メートルを超えるもの</u>	32,000円
	<u>キ 土石の堆積を行う土地の面積が10,000 平方メートルを超えるもの</u>	39,000円
	<u>ク 土石の堆積を行う土地の面積が20,000 平方メートルを超えるもの</u>	53,000円
	<u>ケ 土石の堆積を行う土地の面積が40,000 平方メートルを超えるもの</u>	72,000円
	<u>コ 土石の堆積を行う土地の面積が70,000 平方メートルを超えるもの</u>	108,000円
	<u>サ 土石の堆積を行う土地の面積が100,000 平方メートルを超えるもの</u>	133,000円

<p>(2) <u>旧法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数</u></p>	<p>変更の許可の申請1件につき 次に掲げる金額を合算した金額(当該合算した金額が<u>340,000円</u>を超えるときは、<u>340,000円</u>)</p> <p>ア <u>宅地造成に関する工事の設計の変更</u> (イのみに該当する場合を除く。)については、<u>切土</u>または<u>盛土</u>をする土地の面積 (イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の<u>切土</u>または<u>盛土</u>をする土地の面積、<u>切土</u>または<u>盛土</u>をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の<u>切土</u>または<u>盛土</u></p>	<p>(3) <u>法第16条第1項の規定に基づく宅地造成もしくは特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可または法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料</u></p>	<p>変更の許可の申請1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 (当該合算した金額が<u>639,000円</u>を超えるときは、<u>639,000円</u>)</p> <p>ア <u>宅地造成または特定盛土等に関する工事の設計の変更</u> (イのみに該当する場合を除く。)については、<u>盛土</u>または<u>切土</u>をする土地の面積 (イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の<u>盛土</u>または<u>切土</u>をする土地の面積、<u>盛土</u>または<u>切土</u>をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後</p>
---	---	--	--

	<p>をする土地の面積)に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土地の<u>切土または盛土</u>をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される<u>切土または盛土</u>をする土地の面積に応じて(1)の項に定める金額</p> <p>ウ その他の変更については、<u>9,700円</u></p>	
(新設)		<p>の<u>盛土または切土</u>をする土地の面積)に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土地の<u>盛土または切土</u>をする土地への編入に係る宅地造成または特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される<u>盛土または切土</u>をする土地の面積に応じて(1)の項に定める金額</p> <p>ウ その他の変更については、<u>14,000円</u></p> <p><u>(4) 法第16条第1項または第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画</u></p> <p><u>変更の許可の申請</u>1件につき 次に掲げ</p>

		<p><u>の変更の許可の申請に対する審査の手数料</u> <u>る金額を合算した金</u> <u>額（当該合算した金</u> <u>額が133,000円を超</u> <u>えるときは、133,000</u> <u>円）</u> <u>ア 土石の堆積に關</u> <u>する工事の設計の</u> <u>変更（イのみに該</u> <u>当する場合を除</u> <u>く。）については、</u> <u>土石の堆積を行う</u> <u>土地の面積（イに</u> <u>規定する変更を伴</u> <u>う場合にあつては</u> <u>変更前の土石の堆</u> <u>積を行う土地の面</u> <u>積、土石の堆積を</u> <u>行う土地の縮小を</u> <u>伴う場合にあつて</u> <u>は縮小後の土石の</u> <u>堆積を行う土地の</u> <u>面積）に応じて（2）</u> <u>の項に定める金額</u></p>
--	--	---

		<u>に10分の1を乗じて得た金額</u> イ <u>新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じて(2)の項に定める金額</u> ウ <u>その他の変更については、14,000円</u>
(新設)		(5) <u>法第18条第1項または第37条第1項の規定に基づく宅地造成または特定盛土等に関する工事の検査の申請に対する審査の手数料</u> ア <u>盛土または切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの</u> 4,000円 イ <u>盛土または切土をする土地の面積が3,</u> 6,000円

		<u>000平方メートルを超えるもの</u>	
		<u>ウ 盛土または切土をする土地の面積が20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>12,000円</u>
		<u>エ 盛土または切土をする土地の面積が40,000平方メートル以内のもの</u>	<u>24,000円</u>
		<u>オ 盛土または切土をする土地の面積が70,000平方メートル以内のもの</u>	<u>42,000円</u>
		<u>カ 盛土または切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>60,000円</u>
(新設)		<u>(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく法第12条第1項等の規定に適合していることを証する書面の交付の申請に対する審査の手数料</u>	<u>6,000円</u>
注 省略		注 省略	
別表第55 省略		別表第55 省略	
別表第55の2		別表第55の2	
砂利採取法に基づく事務手数料		砂利採取法に基づく事務手数料	

区分	金額
(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>18,900</u>
(2) 砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 <u>8,700</u>
(3) 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料	同 <u>9,000</u>
(4)・(5) 省略	
(6) 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第14条の規定に基づく砂利採取業務主任者試験合格証または砂利採取業務主任者認定証の再交付の手数料	同 <u>580</u>

別表第56

都市計画法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>19,800</u>
(2) 砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 <u>9,100</u>
(3) 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料	同 <u>9,500</u>
(4)・(5) 省略	
(6) 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第14条の規定に基づく砂利採取業務主任者試験合格証または砂利採取業務主任者認定証の再交付の手数料	同 <u>610</u>

別表第56

都市計画法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 都市計画法（以下この表において「法」という。）第29条第1項または第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う	

区分	金額
(1) 都市計画法（以下この表において「法」という。）第29条第1項または第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う	

開発行為である場合	
(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	<u>8,200円</u>
(イ) 省略	
(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	<u>41,000円</u>
(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	<u>82,000円</u>
(オ)～(キ) 省略	
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	<u>280,000円</u>
イ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合	
(ア) 省略	
(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	<u>28,000円</u>
(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	<u>62,000円</u>
(エ) 省略	

開発行為である場合	
(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	<u>8,600円</u>
(イ) 省略	
(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	<u>43,000円</u>
(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	<u>86,000円</u>
(オ)～(キ) 省略	
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	<u>290,000円</u>
イ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合	
(ア) 省略	
(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	<u>29,000円</u>
(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	<u>64,000円</u>
(エ) 省略	

(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	<u>190,000円</u>	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	<u>200,000円</u>
(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	<u>250,000円</u>	(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	<u>260,000円</u>
(キ) 省略		(キ) 省略	
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	<u>450,000円</u>	(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	<u>470,000円</u>
ウ その他の場合		ウ その他の場合	
(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	<u>82,000円</u>	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	<u>86,000円</u>
(イ)・(ウ) 省略		(イ)・(ウ) 省略	
(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	<u>250,000円</u>	(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	<u>260,000円</u>
(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	<u>370,000円</u>	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	<u>380,000円</u>
(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	<u>480,000円</u>	(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	<u>500,000円</u>
(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	<u>630,000円</u>	(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	<u>650,000円</u>
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	<u>830,000円</u>	(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	<u>860,000円</u>
(2) 法第35条の2の規定に基づく開発行	変更の許可の申請1件に	(2) 法第35条の2の規定に基づく開発	変更の許可の申請1件に

行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料	<p>つき次に掲げる金額を合算した金額(当該合算した金額が<u>830,000円</u>を超えるときは、<u>830,000円</u>)</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区</p>	行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料	<p>つき次に掲げる金額を合算した金額(当該合算した金額が<u>860,000円</u>を超えるときは、<u>860,000円</u>)</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区</p>
-----------------------	--	-----------------------	--

	<p>域の面積に応じて(1)の項に定める金額 ウ その他の変更については、<u>9,700円</u></p>		<p>域の面積に応じて(1)の項に定める金額 ウ その他の変更については、<u>10,000円</u></p>
(3) 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	<u>43,000円</u>	(3) 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	<u>45,000円</u>
(4) 省略		(4) 省略	
(5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料		(5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	<u>6,300円</u>	ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	<u>6,400円</u>
イ 省略		イ 省略	
ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	<u>35,000円</u>	ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	<u>36,000円</u>
エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	<u>63,000円</u>	エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	<u>64,000円</u>
オ 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合	<u>87,000円</u>	オ 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合	<u>90,000円</u>
(6) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料		(6) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	

ア 省略		ア 省略	
イ 承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務もしくは自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,500円	イ 承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務もしくは自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,600円
ウ 省略		ウ 省略	
(7) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付の手数料	用紙1枚につき 420円	(7) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付の手数料	用紙1枚につき 430円
(8) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項または第2項の規定に基づく開発行為または建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき 4,100円	(8) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項または第2項の規定に基づく開発行為または建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	4,300円
注 省略		注 省略	
別表第57 省略		別表第57 省略	
別表第58		別表第58	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務手数料		建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務手数料	
区分	金額	区分	金額

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この表において「法」という。）第12条の2第1項の規定に基づく登録の手数料	円	(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この表において「法」という。）第12条の2第1項の規定に基づく登録の手数料	円
ア 法第12条の2第1項第1号に掲げる事業を営んでいる者	1件につき <u>36,000</u>	ア 法第12条の2第1項第1号に掲げる事業を営んでいる者	1件につき <u>37,000</u>
イ 法第12条の2第1項第2号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>36,000</u>	イ 法第12条の2第1項第2号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>37,000</u>
ウ 法第12条の2第1項第3号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>36,000</u>	ウ 法第12条の2第1項第3号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>37,000</u>
エ 法第12条の2第1項第4号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>36,000</u>	エ 法第12条の2第1項第4号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>37,000</u>
オ 法第12条の2第1項第5号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>36,000</u>	オ 法第12条の2第1項第5号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>37,000</u>
カ 法第12条の2第1項第6号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>36,000</u>	カ 法第12条の2第1項第6号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>37,000</u>
キ 法第12条の2第1項第7号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>36,000</u>	キ 法第12条の2第1項第7号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>37,000</u>
ク 法第12条の2第1項第8号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>46,000</u>	ク 法第12条の2第1項第8号に掲げる事業を営んでいる者	同 <u>47,000</u>
別表第59～別表第62 省略		別表第59～別表第62 省略	
別表第63		別表第63	

計量法に基づく事務手数料

1 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器（質量計に限る。）
の定期検査の手数料

区分	金額
非自動はかり (1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひょう量が1トン以下のものに限る。） ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラムを超えて250キログラム以下のもの ウ ひょう量が250キログラムを超えて500キログラム以下のもの エ ひょう量が500キログラムを超えるもの	円 1個につき 1,500 同 1,800 同 <u>2,200</u> 同 3,200
(2) 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同 <u>260</u>
(3) その他のもの ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラムを	同 500 同 900

計量法に基づく事務手数料

1 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器（質量計に限る。）
の定期検査の手数料

区分	金額
非自動はかり (1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひょう量が1トン以下のものに限る。） ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラムを超えて250キログラム以下のもの ウ ひょう量が250キログラムを超えて500キログラム以下のもの エ ひょう量が500キログラムを超えるもの	円 1個につき 1,500 同 1,800 同 <u>2,300</u> 同 3,200
(2) 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同 <u>270</u>
(3) その他のもの ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラムを	同 500 同 900

超え250キログラム以下のもの		超え250キログラム以下のもの	
ウ ひょう量が250キログラムを 超え500キログラム以下のもの	同 1,600	ウ ひょう量が250キログラムを 超え500キログラム以下のもの	同 1,600
エ ひょう量が500キログラムを 超え1トン以下のもの	同 2,100	エ ひょう量が500キログラムを 超え1トン以下のもの	同 2,100
オ ひょう量が1トンを超える 2トン以下のもの	同 3,800	オ ひょう量が1トンを超える 2トン以下のもの	同 3,800
カ ひょう量が2トンを超える 5トン以下のもの	同 <u>6,900</u>	カ ひょう量が2トンを超える 5トン以下のもの	同 <u>7,100</u>
キ ひょう量が5トンを超える 10トン以下のもの	同 <u>10,800</u>	キ ひょう量が5トンを超える 10トン以下のもの	同 <u>11,000</u>
ク ひょう量が10トンを超える 20トン以下のもの	同 <u>15,100</u>	ク ひょう量が10トンを超える 20トン以下のもの	同 <u>15,300</u>
ケ ひょう量が20トンを超える 30トン以下のもの	同 <u>19,300</u>	ケ ひょう量が20トンを超える 30トン以下のもの	同 <u>19,500</u>
コ ひょう量が30トンを超える 40トン以下のもの	同 <u>21,800</u>	コ ひょう量が30トンを超える 40トン以下のもの	同 <u>22,000</u>
サ ひょう量が40トンを超える 50トン以下のもの	同 <u>30,100</u>	サ ひょう量が40トンを超える 50トン以下のもの	同 <u>30,400</u>
シ ひょう量が50トンを超える もの	同 <u>52,000</u>	シ ひょう量が50トンを超える もの	同 <u>52,300</u>
分銅または 定量おもり	同 10	分銅または 定量おもり	同 10

もしくは定量増おもり (以下単に「おもり」という。)		
-------------------------------	--	--

注 省略

2 計量法第70条の規定に基づく特定計量器の検定の手数料

(1) 計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

区分		金額
質量計	非自動はかり	円
	(1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひょう量が1トン以下のものに限る。）	
	ア ひょう量が30キログラム以下のもの	1個につき 1,100
	イ ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	同 <u>1,370</u>
	ウ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同 <u>1,720</u>

もしくは定量増おもり (以下単に「おもり」という。)		
-------------------------------	--	--

注 省略

2 計量法第70条の規定に基づく特定計量器の検定の手数料

(1) 計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

区分		金額
質量計	非自動はかり	円
	(1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひょう量が1トン以下のものに限る。）	
	ア ひょう量が30キログラム以下のもの	1個につき 1,100
	イ ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	同 <u>1,400</u>
	ウ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同 <u>1,800</u>

		の エ ひよう量が250キログラムを超えるもの 同 2,140		の エ ひよう量が250キログラムを超えるもの 同 2,200
		オ ひよう量が500キログラムを超えるもの 同 2,400		オ ひよう量が500キログラムを超えるもの 同 2,500
(2)	棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの			(2) 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの
	ア ひよう量が10キログラム以下のもの 同 100			ア ひよう量が10キログラム以下のもの 同 110
	イ ひよう量が10キログラムを超えるもの 同 200			イ ひよう量が10キログラムを超えるもの 同 200
(3)	その他のもの			(3) その他のもの
	ア ひよう量が5キログラム以下のもの 同 150			ア ひよう量が5キログラム以下のもの 同 150
	イ ひよう量が5キログラムを超えて20キログラム以下のもの 同 190			イ ひよう量が5キログラムを超えて20キログラム以下のもの 同 190
	ウ ひよう量が20キログラム 同 250			ウ ひよう量が20キログラム 同 260

グラムを超える50キロ グラム以下のもの		グラムを超える50キロ グラム以下のもの	
エ ひょう量が50キロ	同 <u>350</u>	エ ひょう量が50キロ	同 <u>360</u>
グラムを超える100キロ グラム以下のもの		グラムを超える100キロ グラム以下のもの	
オ ひょう量が100キロ	同 <u>530</u>	オ ひょう量が100キロ	同 <u>540</u>
グラムを超える250キロ グラム以下のもの		グラムを超える250キロ グラム以下のもの	
カ ひょう量が250キロ	同 <u>900</u>	カ ひょう量が250キロ	同 <u>940</u>
グラムを超える500キロ グラム以下のもの		グラムを超える500キロ グラム以下のもの	
キ ひょう量が500キロ	同 <u>1,530</u>	キ ひょう量が500キロ	同 <u>1,550</u>
グラムを超える1トン 以下ものの		グラムを超える1トン 以下ものの	
ク ひょう量が1トン	同 <u>2,480</u>	ク ひょう量が1トン	同 <u>2,500</u>
を超える2トン以下のもの		を超える2トン以下のもの	
ケ ひょう量が2トン	同 <u>6,240</u>	ケ ひょう量が2トン	同 <u>6,400</u>
を超える5トン以下のもの		を超える5トン以下のもの	
コ ひょう量が5トン	同 <u>7,840</u>	コ ひょう量が5トン	同 <u>8,000</u>

	を超えるもの	を超え10トン以下のもの サ ひよう量が10トン 同 <u>11,600</u> を超えるもの シ ひよう量が20トン 同 <u>14,400</u> を超えるもの ス ひよう量が30トン 同 <u>19,200</u> を超えるもの セ ひよう量が40トン 同 <u>21,700</u> を超えるもの ゾ ひよう量が50トン 同 <u>38,500</u> を超えるもの	を超えるもの を超え10トン以下のもの サ ひよう量が10トン 同 <u>11,900</u> を超えるもの シ ひよう量が20トン 同 <u>14,800</u> を超えるもの ス ひよう量が30トン 同 <u>19,700</u> を超えるもの セ ひよう量が40トン 同 <u>22,200</u> を超えるもの ゾ ひよう量が50トン 同 <u>39,400</u> を超えるもの		
分銅	(1) 表す質量が200グラム以下のもの	同 20	分銅	(1) 表す質量が200グラム以下のもの	同 20
	(2) 表す質量が200グラムを超えるもの	同 <u>210</u>		(2) 表す質量が200グラムを超えるもの	同 <u>220</u>
おもり	(1) 質量が 5 キログラム以下のもの	同 20	おもり	(1) 質量が 5 キログラム以下のもの	同 20
	(2) 質量が 5 キログラム	同 90		(2) 質量が 5 キログラム	同 90

		ムを超える20キログラム以下のもの	
		(3) 質量が20キログラムを超えるもの	
温度計	ガラス製温度計（ベックマン温度計および体温計を除く。）	(1) 計ることができる 温度が零下5度以上10度以下のもの	同 60
		(2) 計ができる 温度が零下5度以上20度以下のもの	同 <u>110</u>
	抵抗体温計		同 120
体積計	水道メーター	(1) 口径が25ミリメートル以下のもの	同 90
		(2) 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	同 190
		(3) 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	同 <u>1,320</u>
		(4) 口径が100ミリメートルを超えるもの	同 <u>1,880</u>
	燃料油メータ	(1) 使用最大流量が1リットル毎分以下のも	同 600

		ムを超える20キログラム以下のもの	
		(3) 質量が20キログラムを超えるもの	
温度計	ガラス製温度計（ベックマン温度計および体温計を除く。）	(1) 計ができる 温度が零下5度以上10度以下のもの	同 60
		(2) 計ができる 温度が零下5度以上20度以下のもの	同 <u>120</u>
	抵抗体温計		同 120
体積計	水道メーター	(1) 口径が25ミリメートル以下のもの	同 90
		(2) 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	同 200
		(3) 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	同 <u>1,380</u>
		(4) 口径が100ミリメートルを超えるもの	同 <u>1,970</u>
	燃料油メータ	(1) 使用最大流量が1リットル毎分以下のも	同 620

		の		の	
		(2) 表示機構の最大指 示量が50リットル以下 のもの((1)に掲げるも のを除く。)	同 <u>1,630</u>	(2) 表示機構の最大指 示量が50リットル以下 のもの((1)に掲げるも のを除く。)	同 <u>1,690</u>
		(3) その他のもの	同 <u>2,150</u>	(3) その他のもの	同 <u>2,200</u>
	液化石油ガス メーター		同 <u>6,720</u>	液化石油ガス メーター	同 <u>7,000</u>
圧力計	アネロイド型 圧力計	(1) 計ることができる 最大の圧力が50メガパ スカル以下のもの	同 <u>110</u>	圧力計	アネロイド型 圧力計
		(2) 計ることができる 最大の圧力が50メガパ スカルを超え100メガ パスカル以下のもの	同 <u>490</u>		(1) 計ることができる 最大の圧力が50メガパ スカル以下のもの
		(3) 計ることができる 最大の圧力が100メガ パスカルを超えるもの	同 <u>920</u>		(2) 計ることができる 最大の圧力が50メガパ スカルを超え100メガ パスカル以下のもの
	アネロイド型 血圧計		同 <u>150</u>		(3) 計ることができる 最大の圧力が100メガ パスカルを超えるもの
				アネロイド型 血圧計	同 <u>160</u>
注 省略					
(2) 計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のないもの					
(2) 計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のないもの					

の検定

区分		金額
質量計 非自動はかり (機械式 のもので、 ばね式指示 はかりおよ び検出部が 電気式のも のを除く。)	(1) ひょう量が5キログ ラム以下のもの	円 1個につき 170
	(2) ひょう量が5キログ ラムを超えて20キログラム 以下のもの	同 200
	(3) ひょう量が20キログ ラムを超えて50キログラム 以下のもの	同 <u>270</u>
	(4) ひょう量が50キログ ラムを超えて100キログラ ム以下のもの	同 <u>360</u>
	(5) ひょう量が100キログ ラムを超えて250キログラ ム以下のもの	同 <u>560</u>
	(6) ひょう量が250キログ ラムを超えて500キログラ ム以下のもの	同 <u>1,010</u>
	(7) ひょう量が500キログ ラムを超えて1トン以下の もの	同 <u>1,690</u>

の検定

区分		金額
質量計 非自動はかり (機械式 のもので、 ばね式指示 はかりおよ び検出部が 電気式のも のを除く。)	(1) ひょう量が5キログ ラム以下のもの	円 1個につき 170
	(2) ひょう量が5キログ ラムを超えて20キログラム 以下のもの	同 210
	(3) ひょう量が20キログ ラムを超えて50キログラム 以下のもの	同 <u>280</u>
	(4) ひょう量が50キログ ラムを超えて100キログラ ム以下のもの	同 <u>370</u>
	(5) ひょう量が100キログ ラムを超えて250キログラ ム以下のもの	同 <u>580</u>
	(6) ひょう量が250キログ ラムを超えて500キログラ ム以下のもの	同 <u>1,050</u>
	(7) ひょう量が500キログ ラムを超えて1トン以下の もの	同 <u>1,760</u>

	(8) ひょう量が1トンを 超え2トン以下のもの	同 <u>2,910</u>		(8) ひょう量が1トンを 超え2トン以下のもの	同 <u>3,010</u>
	(9) ひょう量が2トンを 超え5トン以下のもの	同 <u>6,630</u>		(9) ひょう量が2トンを 超え5トン以下のもの	同 <u>6,810</u>
	(10) ひょう量が5トンを 超え10トン以下のもの	同 <u>8,470</u>		(10) ひょう量が5トンを 超え10トン以下のもの	同 <u>8,700</u>
	(11) ひょう量が10トンを 超え20トン以下のもの	同 <u>12,500</u>		(11) ひょう量が10トンを 超え20トン以下のもの	同 <u>12,900</u>
	(12) ひょう量が20トンを 超え30トン以下のもの	同 <u>15,400</u>		(12) ひょう量が20トンを 超え30トン以下のもの	同 <u>15,800</u>
	(13) ひょう量が30トンを 超え40トン以下のもの	同 <u>20,300</u>		(13) ひょう量が30トンを 超え40トン以下のもの	同 <u>20,700</u>
	(14) ひょう量が40トンを 超え50トン以下のもの	同 <u>22,800</u>		(14) ひょう量が40トンを 超え50トン以下のもの	同 <u>23,400</u>
	(15) ひょう量が50トンを 超えるもの	同 <u>39,700</u>		(15) ひょう量が50トンを 超えるもの	同 <u>40,500</u>
分銅	(1) 表す質量が200グラム 以下のもの	同 20	分銅	(1) 表す質量が200グラム 以下のもの	同 20
	(2) 表す質量が200グラム を超えるもの	同 220		(2) 表す質量が200グラム を超えるもの	同 220
おもり	(1) 質量が5キログラム 以下のもの	同 20	おもり	(1) 質量が5キログラム 以下のもの	同 20
	(2) 質量が5キログラム	同 100		(2) 質量が5キログラム	同 100

		を超える20キログラム以下のもの	
		(3) 質量が20キログラムを超えるもの	同 300
温度計 ガラス製温度計(ベックマン温度計および体温計を除く。)	(1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	同 70	
		(2) 計ができる温度が零下5度以上200度以下のもの	同 120
圧力計 アネロイド型血圧計(電気式の血圧計を除く。)		同 160	

注 省略

(3) 計量法施行令（平成5年政令第329号）附則第9条第2項に規定する特定計量器の検定

区分		金額
体積計	燃料油メーター	(1) 積算式ガソリン量器

		を超える20キログラム以下のもの	
		(3) 質量が20キログラムを超えるもの	同 300
温度計 ガラス製温度計(ベックマン温度計および体温計を除く。)	(1) 計ができる温度が零下5度以上105度以下のもの	同 70	
		(2) 計ができる温度が零下5度以上200度以下のもの	同 120
圧力計 アネロイド型血圧計(電気式の血圧計を除く。)		同 160	

注 省略

(3) 計量法施行令（平成5年政令第329号）附則第9条第2項に規定する特定計量器の検定

区分		金額
体積計	燃料油メーター	(1) 積算式ガソリン量器

		タ一	ア 最大指示量が50リットル以下のもの イ 最大指示量が50リットルを超えるもの	1個につき <u>1,630</u> 同 <u>2,150</u>		タ一	ア 最大指示量が50リットル以下のもの イ 最大指示量が50リットルを超えるもの	1個につき <u>1,690</u> 同 <u>2,200</u>
			(2) (1)に掲げるもの以外のもの ア 口径が30ミリメートル以下のもの イ 口径が30ミリメートルを超えるもの	同 <u>2,540</u> 同 <u>3,410</u>			(2) (1)に掲げるもの以外のもの ア 口径が30ミリメートル以下のもの イ 口径が30ミリメートルを超えるもの	同 <u>2,600</u> 同 <u>3,510</u>
		液化石油ガスメーター		同 <u>6,720</u>		液化石油ガスメーター		同 <u>7,000</u>
圧力計	アネロイド型圧力計	(1) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	同 <u>110</u>		圧力計	アネロイド型圧力計	(1) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	同 <u>120</u>
		(2) 計ができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの	同 <u>520</u>				(2) 計ができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの	同 <u>520</u>
		(3) 計ができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	同 <u>940</u>				(3) 計ができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	同 <u>960</u>
注 省略				注 省略				

3 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査の手数料

区分		金額
長さ計	タクシーメーター装置検査用基準器	13,900円
質量計 基準台手動はかり (ひょう量が 5トン以下のものであつて、かつ、目量または 感量がひょう量の20,000分の1以上 のものに限る。)	(1) ひょう量が1キロ グラム以下のもの	3,370円
	(2) ひょう量が1キロ グラムを超えて10キログラム以下のもの	5,250円
	(3) ひょう量が10キロ グラムを超えて50キログラム以下のもの	7,820円
	(4) ひょう量が50キロ グラムを超えて200キログラム以下のもの	10,500円
	(5) ひょう量が200キロ グラムを超えて500キログラム以下のもの	13,800円
	(6) ひょう量が500キロ グラムを超えるもの	13,800円に500キログラムを超えるごとに6,710円を加算した金額
一級基準分銅	(1) 表す質量が200グラム	3,350円

3 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査の手数料

区分		金額
長さ計	タクシーメーター装置検査用基準器	14,400円
質量計 基準台手動はかり (ひょう量が 5トン以下のものであつて、かつ、目量または 感量がひょう量の20,000分の1以上 のものに限る。)	(1) ひょう量が1キロ グラム以下のもの	3,510円
	(2) ひょう量が1キロ グラムを超えて10キログラム以下のもの	5,400円
	(3) ひょう量が10キロ グラムを超えて50キログラム以下のもの	8,110円
	(4) ひょう量が50キロ グラムを超えて200キログラム以下のもの	10,900円
	(5) ひょう量が200キロ グラムを超えて500キログラム以下のもの	14,000円
	(6) ひょう量が500キロ グラムを超えるもの	14,000円に500キログラムを超えるごとに7,010円を加算した金額
一級基準分銅	(1) 表す質量が200グラム	3,400円

		ム以下のもの			ム以下のもの		
		(2) 表す質量が200グラムを超えるもの	8,270円		(2) 表す質量が200グラムを超えるもの	8,610円	
二級基準分銅	(1) 表す質量が5キログラム以下のもの	670円		二級基準分銅	(1) 表す質量が5キログラム以下のもの	700円	
	(2) 表す質量が5キログラムを超えて50キログラム以下のもの	820円			(2) 表す質量が5キログラムを超えて50キログラム以下のもの	850円	
	(3) 表す質量が50キログラムを超えるもの	9,220円			(3) 表す質量が50キログラムを超えるもの	9,500円	
三級基準分銅	(1) 表す質量が5キログラム以下のもの	500円		三級基準分銅	(1) 表す質量が5キログラム以下のもの	500円	
	(2) 表す質量が5キログラムを超えて50キログラム以下のもの	680円			(2) 表す質量が5キログラムを超えて50キログラム以下のもの	700円	
	(3) 表す質量が50キログラムを超えるもの	7,370円			(3) 表す質量が50キログラムを超えるもの	7,600円	
体積計	液体基準タンク	燃料油メーター検査用のもの（全量が25リットル以下のものに限る。）	14,300円	体積計	液体基準タンク	燃料油メーター検査用のもの（全量が25リットル以下のものに限る。）	14,800円

注 省略

4 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査の手数料

注 省略

4 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査の手数料

区分			金額	区分			金額
質量計	非自動はかり	(1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの (ひょう量が1トン以下のものに限る。) ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラムを超えて250キログラム以下のもの ウ ひょう量が250キログラムを超えて500キログラム以下のもの エ ひょう量が500キログラムを超えるもの	円	質量計	非自動はかり	(1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの (ひょう量が1トン以下のものに限る。) ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラムを超えて250キログラム以下のもの ウ ひょう量が250キログラムを超えて500キログラム以下のもの エ ひょう量が500キログラムを超えるもの	円
		(2) 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同 <u>260</u>			(2) 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同 <u>270</u>
		(3) その他のもの ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラム以下のもの	同 500 同 900			(3) その他のもの ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラム以下のもの	同 500 同 900

	グラムを超える250キロ グラム以下のもの		グラムを超える250キロ グラム以下のもの
ウ	ひょう量が250キロ 同 1,600		ひょう量が250キロ 同 1,600
	グラムを超える500キロ グラム以下のもの		グラムを超える500キロ グラム以下のもの
エ	ひょう量が500キロ 同 2,100		ひょう量が500キロ 同 2,100
	グラムを超える1トン以下 のもの		グラムを超える1トン以 下のもの
オ	ひょう量が1トンを 超える2トン以下のもの	同 3,800	ひょう量が1トンを 超える2トン以下のもの
カ	ひょう量が2トンを 超える5トン以下のもの	同 <u>6,900</u>	ひょう量が2トンを 超える5トン以下のもの
キ	ひょう量が5トンを 超える10トン以下のもの	同 <u>10,800</u>	ひょう量が5トンを 超える10トン以下のもの
ク	ひょう量が10トンを 超える20トン以下のもの	同 <u>15,100</u>	ひょう量が10トンを 超える20トン以下のもの
ケ	ひょう量が20トンを 超える30トン以下のもの	同 <u>19,300</u>	ひょう量が20トンを 超える30トン以下のもの
コ	ひょう量が30トンを 超える40トン以下のもの	同 <u>21,800</u>	ひょう量が30トンを 超える40トン以下のもの
サ	ひょう量が40トンを 超える50トン以下のもの	同 <u>30,100</u>	ひょう量が40トンを 超える50トン以下のもの
シ	ひょう量が50トンを	同 52,000	ひょう量が50トンを
			同 52,300

		超えるもの				超えるもの	
	おもり		同 10		おもり		同 10
環境計量器	騒音計	(1) 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	同 23,300	環境計量器	騒音計	(1) 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	同 23,300
		(2) 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	同 37,600			(2) 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	同 37,600
	振動レベル計		同 33,000		振動レベル計		同 33,000
	濃度計	(1) ジルコニア式酸素濃度計	同 95,400		濃度計	(1) ジルコニア式酸素濃度計	同 95,400
		(2) 磁気式酸素濃度計	同 95,400			(2) 磁気式酸素濃度計	同 95,400
		(3) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	同 125,600			(3) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	同 125,600
		(4) 紫外線式二酸化硫黄濃度計	同 94,800			(4) 紫外線式二酸化硫黄濃度計	同 94,800
		(5) 紫外線式窒素酸化物濃度計	同 105,900			(5) 紫外線式窒素酸化物濃度計	同 105,900
		(6) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	同 100,400			(6) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	同 100,400
		(7) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	同 115,400			(7) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	同 115,400

(8) 非分散型赤外線式一 酸化炭素濃度計	同 101,400
(9) 化学発光式窒素酸化 物濃度計	同 108,200
(10) ガラス電極式水素イ オン濃度指示計	同 26,300

注 省略

5 その他計量法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 計量法第17条第1項の規定に基づく指定 製造者の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 160,700
(2) 計量法第75条第1項の規定に基づく装置 検査の手数料	同 700
(3) 計量法第91条第2項の規定に基づく指定 製造事業者の指定の検査の手数料	同 423,000
(4) 計量法第107条の規定に基づく計量証明 事業の登録の申請に対する審査の手数料	同 55,400
(5) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 事業の登録証の訂正または再交付の申請に に対する審査の手数料	同 1,890
(6) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 事業登録簿の謄本の交付の手数料	同 760

(8) 非分散型赤外線式一 酸化炭素濃度計	同 101,400
(9) 化学発光式窒素酸化 物濃度計	同 108,200
(10) ガラス電極式水素イ オン濃度指示計	同 26,300

注 省略

5 その他計量法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 計量法第17条第1項の規定に基づく指定 製造者の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 167,000
(2) 計量法第75条第1項の規定に基づく装置 検査の手数料	同 700
(3) 計量法第91条第2項の規定に基づく指定 製造事業者の指定の検査の手数料	同 442,000
(4) 計量法第107条の規定に基づく計量証明 事業の登録の申請に対する審査の手数料	同 57,000
(5) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 事業の登録証の訂正または再交付の申請に に対する審査の手数料	同 1,900
(6) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 事業登録簿の謄本の交付の手数料	同 780

(7) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 事業登録簿の閲覧の手数料	同 <u>360</u>
(8) 計量法第127条第1項の規定に基づく適 正計量管理事業所の指定の手数料	同 <u>2,640</u>
(9) 計量法第127条第3項の規定に基づく適 正計量管理事業所の指定に係る検査の手 数料	同 <u>7,600</u>
(10) 主任計量者の認定試験の手数料	同 <u>1,390</u>

注 省略

別表第63の2

介護保険法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 介護保険法（以下この表において「法」と いう。）第69条の2第1項の規定に基づく介 護支援専門員実務研修受講試験の手数料	円 1件につき <u>6,910</u>
(2) 法第69条の2第1項の規定に基づく介護 支援専門員実務研修の受講料	1時間につき <u>480</u>
(3) 法第69条の2第1項の規定に基づく介護 支援専門員の登録の申請に対する審査の手 数料	1件につき <u>2,710</u>
(4) 法第69条の3の規定に基づく介護支援専 門員の登録の移転の申請に対する審査の手 数料	同 <u>1,520</u>

(7) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 事業登録簿の閲覧の手数料	同 <u>380</u>
(8) 計量法第127条第1項の規定に基づく適 正計量管理事業所の指定の手数料	同 <u>2,700</u>
(9) 計量法第127条第3項の規定に基づく適 正計量管理事業所の指定に係る検査の手 数料	同 <u>7,900</u>
(10) 主任計量者の認定試験の手数料	同 <u>1,400</u>

注 省略

別表第63の2

介護保険法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 介護保険法（以下この表において「法」と いう。）第69条の2第1項の規定に基づく介 護支援専門員実務研修受講試験の手数料	円 1件につき <u>7,260</u>
(2) 法第69条の2第1項の規定に基づく介護 支援専門員実務研修の受講料	1時間につき <u>500</u>
(3) 法第69条の2第1項の規定に基づく介護 支援専門員の登録の申請に対する審査の手 数料	1件につき <u>2,850</u>
(4) 法第69条の3の規定に基づく介護支援専 門員の登録の移転の申請に対する審査の手 数料	同 <u>1,600</u>

数料	
(5) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付の手数料	同 <u>1,520</u>
(6) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付の手数料	同 <u>1,520</u>
(7) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付の手数料	同 <u>1,060</u>
(8) 法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者に対する研修の受講料	1時間につき <u>480</u>
(9) 法第69条の8第2項の規定に基づく更新研修または同項ただし書の規定に基づき更新研修の課程に相当するものとして指定された研修の受講料	同 <u>480</u>
(10)～(13) 省略	
(14) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修の受講料	1時間につき <u>480</u>

別表第64～別表第66 省略

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額

数料	
(5) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付の手数料	同 <u>1,600</u>
(6) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付の手数料	同 <u>1,600</u>
(7) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付の手数料	同 <u>1,110</u>
(8) 法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者に対する研修の受講料	1時間につき <u>500</u>
(9) 法第69条の8第2項の規定に基づく更新研修または同項ただし書の規定に基づき更新研修の課程に相当するものとして指定された研修の受講料	同 <u>500</u>
(10)～(13) 省略	
(14) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修の受講料	1時間につき <u>500</u>

別表第64～別表第66 省略

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額

	新築	新築以外		新築	新築以外
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画または同条第6項および第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の手数料			(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画または同条第6項および第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の手数料		
ア イに掲げる場合以外の場合			ア イに掲げる場合以外の場合		
(ア) 認定の申請に係る住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。)が一戸建て住宅のとき			(ア) 認定の申請に係る住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。)が一戸建て住宅のとき		

a 床面積の合計 が100平方メートル以内のもの	47,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>15,000円）</u>	71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円）</u>
b 床面積の合計 が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円）</u>	106,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>33,000円）</u>
c 床面積の合計 が200平方メートルを超えるもの	95,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円）</u>	141,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>44,000円）</u>
(イ) 認定の申請 に係る住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額
a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める		
a 床面積の合計 が100平方メートル以内のもの	49,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>16,000円）</u>	74,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円）</u>
b 床面積の合計 が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	74,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円）</u>	110,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>35,000円）</u>
c 床面積の合計 が200平方メートルを超えるもの	99,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>32,000円）</u>	147,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円）</u>
(イ) 認定の申請 に係る住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額
a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める		

金額			金額		
(a) 床面積の合 計が500平方 メートル以内 のもの	66,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u>)	99,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u>)	(a) 床面積の合 計が500平方 メートル以内 のもの	68,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>15,000円</u>)	102,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u>)
(b) 床面積の合 計が500平方 メートルを超 え1,000平方 メートル以内 のもの	105,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u>)	157,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>32,000円</u>)	(b) 床面積の合 計が500平方 メートルを超 え1,000平方 メートル以内 のもの	108,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円</u>)	162,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>34,000円</u>)
(c) 床面積の合 計が1,000平 方メートルを 超え3,000平 方メートル以 内のもの	220,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>42,000円</u>)	329,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>63,000円</u>)	(c) 床面積の合 計が1,000平 方メートルを 超え3,000平 方メートル以 内のもの	226,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>44,000円</u>)	338,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>66,000円</u>)
(d) 床面積の合 計が3,000平 方メートルを 超え5,000平 方メートル以 内のもの	382,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>59,000円</u>)	572,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>88,000円</u>)	(d) 床面積の合 計が3,000平 方メートルを 超え5,000平 方メートル以 内のもの	393,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>62,000円</u>)	588,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>92,000円</u>)

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超過10,000平方メートル以内のもの	661,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>74,000円)</u> 992,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>111,000円)</u>		(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超過10,000平方メートル以内のもの	681,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>78,000円)</u> 1,019,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>116,000円)</u>	
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超過20,000平方メートル以内のもの	1,217,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>131,000円)</u> 1,824,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>196,000円)</u>		(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超過20,000平方メートル以内のもの	1,252,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>138,000円)</u> 1,875,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>205,000円)</u>	
(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超過30,000平方メートル以内のもの	1,760,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>174,000円)</u> 2,638,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>259,000円)</u>		(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超過30,000平方メートル以内のもの	1,811,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>183,000円)</u> 2,711,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>271,000円)</u>	
(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	2,165,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>213,000円)</u> 3,246,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>318,000円)</u>		(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	2,228,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>224,000円)</u> 3,336,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>332,000円)</u>	
b 認定を受けよ			b 認定を受けよ		

うとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額			うとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額		
(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	42,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>12,000円)</u>	63,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>18,000円)</u>	(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	43,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>13,000円)</u>	65,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>19,000円)</u>
(b) 床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のもの	69,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円)</u>	103,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>32,000円)</u>	(b) 床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のもの	71,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円)</u>	106,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>33,000円)</u>
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のもの	123,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円)</u>	184,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円)</u>	(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のもの	127,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>32,000円)</u>	190,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>48,000円)</u>
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルをあつては、 <u>57,000円)</u>	229,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>57,000円)</u>	342,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円)</u>	(d) 床面積の合計が3,000平方メートルをあつては、 <u>60,000円)</u>	236,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>60,000円)</u>	353,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>89,000円)</u>

超え5,000平 方メートル以 内のもの			超え5,000平 方メートル以 内のもの		
(e) 床面積の合 計が5,000平 方メートルを 超え10,000平 方メートル以 内のもの	379,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>98,000円</u>)	568,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>147,000円</u>)	(e) 床面積の合 計が5,000平 方メートルを 超え10,000平 方メートル以 内のもの	391,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>103,000円</u>)	585,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>153,000円</u>)
(f) 床面積の合 計が10,000平 方メートルを 超え20,000平 方メートル以 内のもの	705,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>162,000円</u>)	1,056,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>242,000円</u>)	(f) 床面積の合 計が10,000平 方メートルを 超え20,000平 方メートル以 内のもの	728,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>170,000円</u>)	1,088,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>252,000円</u>)
(g) 床面積の合 計が20,000平 方メートルを 超え30,000平 方メートル以 内のもの	981,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>199,000円</u>)	1,470,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>297,000円</u>)	(g) 床面積の合 計が20,000平 方メートルを 超え30,000平 方メートル以 内のもの	1,012,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>209,000円</u>)	1,513,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>310,000円</u>)
(h) 床面積の合 計が30,000平	1,189,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>297,000円</u>)	1,782,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>310,000円</u>)	(h) 床面積の合 計が30,000平	1,227,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>310,000円</u>)	1,835,000円 (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>310,000円</u>)

方メートルを 超えるもの	にあつては、 <u>212,000</u> 円)	つては、 <u>317,000円</u>)
イ 省略		
(2)～(4) 省略		
(5) 法第18条第1項の規 定に基づく建築物の容 積率に関する特例の許 可の申請に対する審査 の手数料	<u>150,000円</u>	

注 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	
ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ) に掲げるもの以外のもの	

方メートルを 超えるもの	にあつては、 <u>223,000</u> 円)	つては、 <u>331,000円</u>)
イ 省略		
(2)～(4) 省略		
(5) 法第18条第1項の規 定に基づく建築物の容 積率に関する特例の許 可の申請に対する審査 の手数料	<u>160,000円</u>	

注 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	
ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ) に掲げるもの以外のもの	

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)	a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)	b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	302,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	375,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)	c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	385,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、32,000円)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	529,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)	d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	543,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	648,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円)	e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	665,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円)	f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	783,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、166,000円)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	868,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、201,000円)	g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	891,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、206,000円)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,079,000円(評価書面の添付がなされたものにあ	h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,107,000円(評価書面の添付がなされたものにあ

	つては、 <u>279,000円</u>)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	116,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>20,000円</u>)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	151,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>31,000円</u>)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	239,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u>)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>129,000円</u>)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>162,000円</u>)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	434,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>201,000円</u>)
	つては、 <u>286,000円</u>)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	96,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	120,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u>)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	155,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>32,000円</u>)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	246,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u>)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u>)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	380,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>166,000円</u>)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	445,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>206,000円</u>)

h 床面積の合計が50,000平方メートル以上の中のもの	559,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>279,000円</u>)	h 床面積の合計が50,000平方メートル以上の中のもの	574,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>286,000円</u>)
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅		a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満の中のもの	45,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,300円</u>)	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満の中のもの	47,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上の中のもの	48,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,300円</u>)	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上の中のもの	50,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)
b 共同住宅または長屋住宅		b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満の中のもの	79,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>13,000円</u>)	(a) 床面積の合計が300平方メートル未満の中のもの	82,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u>)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の中のもの	124,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円</u>)	(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の中のもの	128,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u>)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の中のもの	203,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>41,000円</u>)	(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の中のもの	209,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>42,000円</u>)

の	ては、 <u>48,000円</u>)	の	ては、 <u>49,000円</u>)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>82,000円</u>)	(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	295,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u>)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	552,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>130,000円</u>)	(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	568,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>134,000円</u>)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	969,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>195,000円</u>)	(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>200,000円</u>)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,771,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>294,000円</u>)	(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,817,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>301,000円</u>)
(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅		a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,300円</u>)	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,300円</u>)	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	26,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)
b 共同住宅または長屋住宅		b 共同住宅または長屋住宅	

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	39,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>13,000円</u>)	(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	40,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u>)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円</u>)	(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u>)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	107,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>48,000円</u>)	(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	111,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>49,000円</u>)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	159,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>82,000円</u>)	(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u>)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	287,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>130,000円</u>)	(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	294,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>134,000円</u>)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	480,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>195,000円</u>)	(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	493,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>200,000円</u>)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	838,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>294,000円</u>)	(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	859,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>301,000円</u>)
ウ 省略		ウ 省略	
(3) 省略		(3) 省略	

(4) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、 <u>4,700円</u> ）
(5)・(6) 省略	

注 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ) に掲げるもの以外のもの	

(4) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、 <u>4,800円</u> ）
(5)・(6) 省略	

注 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ) に掲げるもの以外のもの	

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>235,000円</u>
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>290,000円</u>
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>373,000円</u>
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>527,000円</u>
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>646,000円</u>
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>761,000円</u>
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>866,000円</u>
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,077,000円</u>
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>91,000円</u>
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>114,000円</u>

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>242,000円</u>
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>300,000円</u>
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>383,000円</u>
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>541,000円</u>
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>663,000円</u>
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>781,000円</u>
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>889,000円</u>
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,105,000円</u>
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>94,000円</u>
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>118,000円</u>

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>149,000円</u>	c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>153,000円</u>
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>237,000円</u>	d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>244,000円</u>
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>308,000円</u>	e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>316,000円</u>
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>369,000円</u>	f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>378,000円</u>
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>432,000円</u>	g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>443,000円</u>
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>557,000円</u>	h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>572,000円</u>
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合		イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合	
(ア) (イ) に掲げるもの以外のもの		(ア) (イ) に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>25,000円</u>	a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>26,000円</u>
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>33,000円</u>	b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>34,000円</u>
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>45,000円</u>	c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>46,000円</u>

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>103,000円</u>
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>150,000円</u>
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>185,000円</u>
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>228,000円</u>
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>315,000円</u>
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>21,000円</u>
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>28,000円</u>
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>40,000円</u>
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>96,000円</u>
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>143,000円</u>

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>105,000円</u>
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>154,000円</u>
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>190,000円</u>
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>234,000円</u>
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>323,000円</u>
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>22,000円</u>
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>29,000円</u>
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>41,000円</u>
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>98,000円</u>
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>147,000円</u>

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>177,000円</u>	f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>182,000円</u>
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>219,000円</u>	g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>224,000円</u>
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>303,000円</u>	h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>311,000円</u>
(2) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料		(2) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	
ア 法第34条第3項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合		ア 法第34条第3項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
（ア）（イ）に掲げるもの以外のもの		（ア）（イ）に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>235,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>12,000円</u> ）	a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>242,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>12,000円</u> ）
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>290,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>18,000円</u> ）	b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>300,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>19,000円</u> ）

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>29,000円</u> ）	c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	383,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u> ）
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>81,000円</u> ）	d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	541,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u> ）
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>127,000円</u> ）	e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	663,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>130,000円</u> ）
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>160,000円</u> ）	f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	781,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>164,000円</u> ）
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>199,000円</u> ）	g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	889,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>204,000円</u> ）
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>277,000円</u> ）	h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>284,000円</u> ）
(イ) モデル建物法の評価によるもの		(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>12,000円</u> ）	a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>12,000円</u> ）
b 床面積の合計が300平方メートル以	114,000円（評価書面の添	b 床面積の合計が300平方メートル以	118,000円（評価書面の添

上1,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、 <u>18,000円</u>)	上1,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、 <u>19,000円</u>)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>149,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>29,000円</u>)	c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>153,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u>)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>237,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>81,000円</u>)	d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>244,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u>)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>308,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>127,000円</u>)	e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>316,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>130,000円</u>)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>369,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>160,000円</u>)	f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>378,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>164,000円</u>)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>432,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>199,000円</u>)	g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>443,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>204,000円</u>)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>557,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>277,000円</u>)	h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>572,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>284,000円</u>)
イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 性能基準に適合するものとして認		(ア) 性能基準に適合するものとして認	

定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	42,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,300円</u>)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	46,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,300円</u>)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>11,000円</u>)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	122,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u>)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円</u>)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	284,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>80,000円</u>)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	550,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>165,000円</u>)
定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	44,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>11,000円</u>)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u>)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>47,000円</u>)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u>)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	566,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>165,000円</u>)

のもの	ては、 <u>128,000円</u>	のもの	ては、 <u>132,000円</u>
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	967,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>193,000円</u>)	(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>198,000円</u>)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,769,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>292,000円</u>)	(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>299,000円</u>)
(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅		a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,300円</u>)	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	23,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,300円</u>)	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	24,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)
b 共同住宅または長屋住宅		b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>11,000円</u>)	(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>11,000円</u>)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	60,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u>)	(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u>)

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円</u> ）	(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>47,000円</u> ）
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	157,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>80,000円</u> ）	(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u> ）
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	285,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>128,000円</u> ）	(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u> ）
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	478,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>193,000円</u> ）	(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>198,000円</u> ）
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	836,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>292,000円</u> ）	(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	857,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>299,000円</u> ）
ウ 省略		ウ 省略	
(3) 省略		(3) 省略	
(4) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、 <u>4,700円</u> ）	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、 <u>4,800円</u> ）	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、 <u>4,800円</u> ）
(5)～(8) 省略		(5)～(8) 省略	

注 省略

別表第70 省略

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査の手数料	円
ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合	1件につき 6,000
イ 認定を受けようとする畜舎等に特例畜舎等以外の畜舎等（以下この表において「大規模畜舎等」という。）がある場合	
（ア） 床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	同 <u>236,000</u>
（イ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	同 <u>296,000</u>
（ウ） 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	同 <u>456,000</u>
（エ） 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	同 <u>756,000</u>

注 省略

別表第70 省略

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査の手数料	円
ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合	1件につき 6,000
イ 認定を受けようとする畜舎等に特例畜舎等以外の畜舎等（以下この表において「大規模畜舎等」という。）がある場合	
（ア） 床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	同 <u>246,000</u>
（イ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	同 <u>306,000</u>
（ウ） 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	同 <u>476,000</u>
（エ） 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	同 <u>796,000</u>

ルを超えるもの		ルを超えるもの	
(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料		(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	
ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合	同 6,000	ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合	同 6,000
イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合		イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	同 <u>23,000</u>	(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	同 <u>24,000</u>
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	同 <u>32,000</u>	(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	同 <u>33,000</u>
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	同 <u>45,000</u>	(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	同 <u>47,000</u>
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	同 58,000	(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	同 58,000
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	同 <u>97,000</u>	(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	同 <u>102,000</u>
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	同 <u>146,000</u>	(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	同 <u>156,000</u>
(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	同 <u>236,000</u>	(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	同 <u>246,000</u>
(ク) 床面積の合計が5,000平方メートル	同 <u>296,000</u>	(ク) 床面積の合計が5,000平方メートル	同 <u>306,000</u>

を超えるもの		を超えるもの	
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	同 <u>456,000</u>	(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	同 <u>476,000</u>
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	同 <u>756,000</u>	(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	同 <u>796,000</u>
(3) 法第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	同 <u>120,000</u>	(3) 法第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	同 <u>130,000</u>
(4)～(6) 省略	同 6,000	(4)～(6) 省略	同 6,000
(7) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 <u>25,000</u>	(7) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 <u>26,000</u>
注 省略		注 省略	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新																		
本則・付則 省略 別表第1～別表第39 省略 別表第40 漁業法に基づく事務手数料	本則・付則 省略 別表第1～別表第39 省略 別表第40 漁業法に基づく事務手数料																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> <tr> <td>(7)～(9) 省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)～(6) 省略		(新設)		(7)～(9) 省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>(7) 法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖 海区漁業調整委員会の指示による承認に係 る標旗の交付の手数料</td><td>同 2,850</td></tr> <tr> <td>(8) 法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖 海区漁業調整委員会の指示による承認に係 る標旗の再交付の手数料</td><td>同 2,450</td></tr> <tr> <td>(9)～(11) 省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)～(6) 省略		(7) 法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖 海区漁業調整委員会の指示による承認に係 る標旗の交付の手数料	同 2,850	(8) 法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖 海区漁業調整委員会の指示による承認に係 る標旗の再交付の手数料	同 2,450	(9)～(11) 省略	
区分	金額																		
(1)～(6) 省略																			
(新設)																			
(7)～(9) 省略																			
区分	金額																		
(1)～(6) 省略																			
(7) 法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖 海区漁業調整委員会の指示による承認に係 る標旗の交付の手数料	同 2,850																		
(8) 法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖 海区漁業調整委員会の指示による承認に係 る標旗の再交付の手数料	同 2,450																		
(9)～(11) 省略																			
別表第41以下 省略	別表第41以下 省略																		

滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 <u>(受講料)</u> 第4条 専門校の <u>普通課程の受講料</u> の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところによる。	第1条～第3条 省略 <u>(受講料等)</u> 第4条 専門校の <u>受講料等</u> の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところによる。
第5条以下 省略	第5条以下 省略

滋賀県立農業大学校の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 <u>(授業料)</u> 第3条 大学校の養成科の授業料および就農科の受講料の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところによる。	第1条および第2条 省略 <u>(授業料等)</u> 第3条 大学校の授業料等の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところによる。
第4条以下 省略	第4条以下 省略